

パブリックコメント閲覧用

五泉市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画 〔令和6年度～令和8年度〕 (案)



介護保険料の算定に必要な介護報酬改定率等について、令和5年12月22日に公表された国通知に基づき検討中のため、介護保険料基準月額等については掲載していません。

五 泉 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 介護保険法等の改正について	2
第3節 計画の位置づけ	3
1 法的根拠	3
2 関連計画との調和	3
第4節 計画期間	4
第5節 計画の策定体制	5
1 五泉市高齢者保健福祉市民会議等における検討	5
2 実態調査の実施	5
3 パブリックコメントの実施	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	6
第1節 人口の推移	6
1 人口の推移	6
2 高齢者人口の推移	7
3 人口の変化率	8
第2節 世帯数の推移	9
第3節 要支援・要介護認定者の状況	10
1 中期的推移	10
2 認定率の比較	11
3 短期的推移と推計	13
第4節 介護保険事業の状況	14
1 給付費の中期的推移	14
2 サービス受給率の状況	15
3 第1号被保険者1人あたり給付月額状況	17
第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	18
1 現在治療中、または後遺症のある病気	18
2 介護・介助が必要になった原因	19
3 主観的健康状態	20
4 地域活動への参加状況	20
5 地域活動への参加者としての参加意向	24
6 地域活動への企画・運営者としての参画意向	24
7 運動器の機能低下	25
8 手段的自立度（IADLリスク判定）	26
9 外出を控えている割合	27
第6節 在宅介護実態調査結果の概要	28
1 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討	28
2 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討	29
第7節 本市の課題	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
第1節 基本理念	31
第2節 基本方針	31
第3節 施策体系	32
第4節 日常生活圏域の設定	33

第4章	住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築	34
第1節	高齢者の相談・支援体制の強化	34
1	総合相談	34
2	介護予防ケアマネジメント	35
3	権利擁護	35
4	包括的・継続的ケアマネジメント	36
5	地域ケア個別会議(自立支援・重度化防止に向けた取り組み)	37
第2節	認知症対策の推進	38
1	認知症初期集中支援推進事業	38
2	認知症地域支援・ケア向上事業	38
3	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進	39
第3節	ささえあう地域づくりの推進(生活支援体制整備事業)	40
1	生活支援コーディネーターの配置	40
2	協議体の設置	40
第4節	医療と介護の連携強化	42
1	在宅医療・介護連携の推進	42
2	情報共有の支援「いずみネット」	44
3	市民への普及啓発(市民公開講座)	44
第5節	健康増進と介護予防	44
1	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	44
2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	47
第5章	高齢者の生活を支えるためのとりくみ	49
第1節	高齢者の生きがい活動のための取組	49
1	敬老事業・金婚式事業	49
2	健康農園事業	49
第2節	高齢者の社会活動への参加の促進	49
1	シルバー人材センター支援事業	49
2	老人クラブに対する支援	49
3	集会施設等改修補助金	50
4	ごせん乗合タクシー「さくら号」回数券購入助成事業	50
5	馬下保養センター運営管理事業	50
6	老人福祉センター維持管理事業	50
第3節	在宅生活を支えるサービスの実施	51
1	家族支援事業	51
2	高齢者生活支援事業	52
3	在宅介護支援事業	53
4	任意事業	53
第4節	安心できる住環境の確保	54
1	生活支援ハウス運営事業	54
2	養護老人ホーム入所措置事業	54
3	有料老人ホーム等設置状況の把握	55
第6章	安定的な介護サービスの提供	56
第1節	介護基盤の整備計画と必要定員数	56
第2節	介護保険サービスの見込み	58
1	居宅サービス	58
2	地域密着型サービス	65
3	施設サービス	68
第3節	第1号被保険者の保険料算定	70
1	介護保険の財源構成	70
2	介護保険事業費の見込み	71
3	標準給付費見込額	74

4	地域支援事業費見込額	74
5	第1号被保険者保険料の算定	75
第4節	介護保険事業を円滑にするための方策	77
1	サービスの質の向上	77
2	介護給付適正化事業への取組	78
3	介護人材の確保	80
4	情報発信の強化	81
5	災害や感染症対策に係る体制整備	81
6	リハビリテーションサービス提供体制の整備	82
第7章	計画の推進体制	83
第1節	庁内関係部署との連携	83
第2節	計画の進行管理	83

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度は創設されました。介護保険制度は、その創設から24年が経過し、本市における介護保険サービス利用者も2,892人（令和5年7月利用分）となり、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な制度として定着しました。

こうした中で、いわゆる団塊世代全てが75歳以上となり介護ニーズの増加が見込まれる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達し、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年を見据えた施策の展開が求められています。また、国においては、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、令和5年に健康保険法等について所要の改正を行うこととなりました。介護保険事業をはじめとした各種施策の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効果的、効率的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」をさらに充実・深化する必要があります。

本市では、第8期計画において「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」を基本方針として、高齢者に関わる福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実させるための施策を展開してきました。今後も中長期的な展望のもとに、諸施策をさらに推進していくことが求められます。

今般、第8期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、令和22年及び令和32年における本市の高齢化の状況を推計し、それに対応した目標を示した上で、高齢者を取り巻く本市の特性や課題を踏まえ、「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」づくりを計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「五泉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 介護保険法等の改正について

作 成 中

第3節 計画の位置づけ

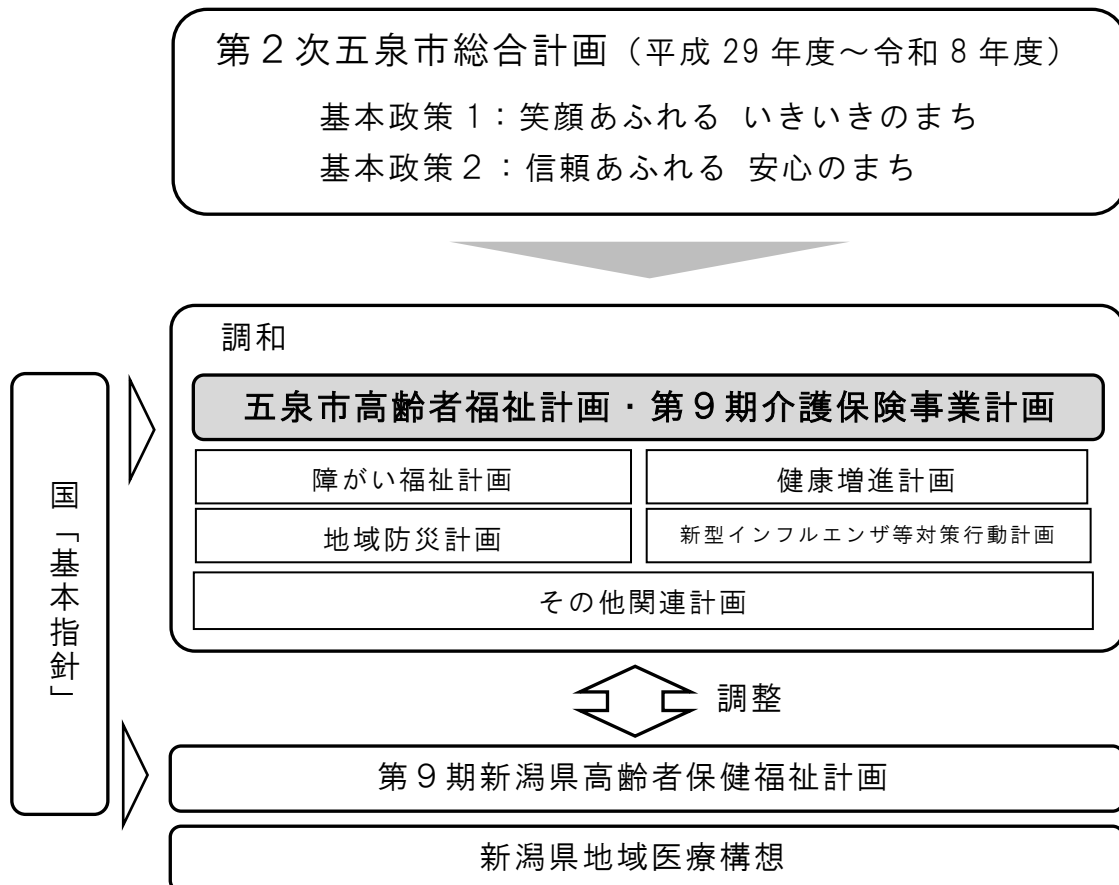
1 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」とする。）に即して一体的に策定しました。

2 関連計画との調和

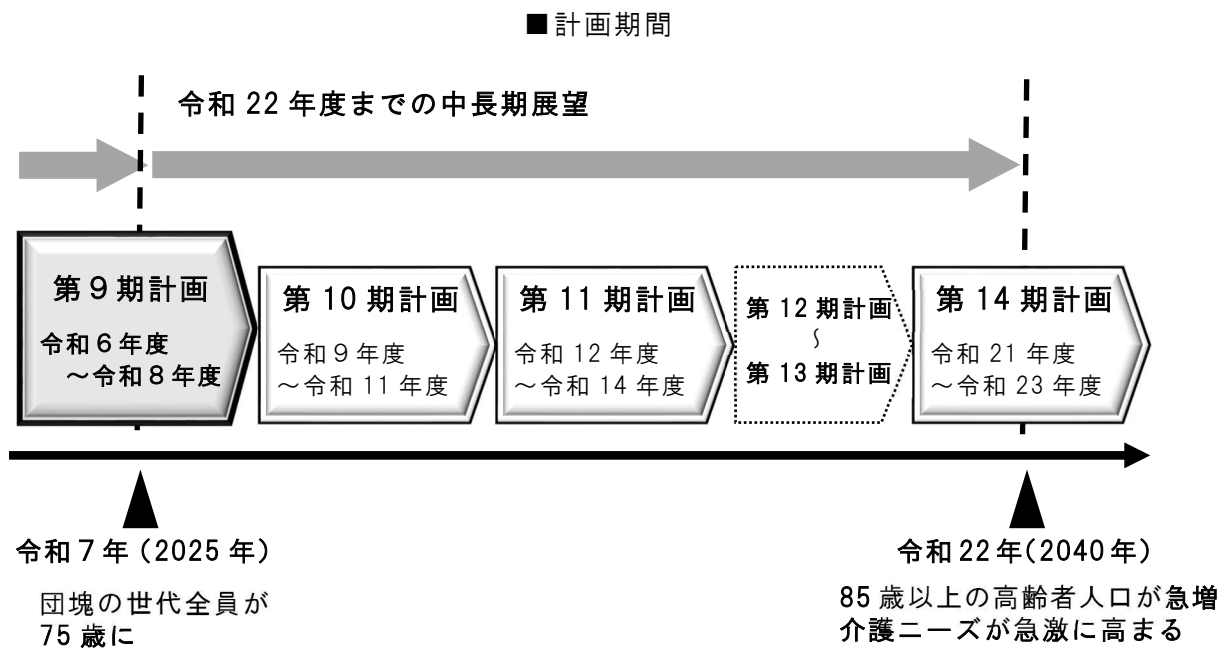
本計画は、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県地域医療構想」等と整合を図り、かつ、本市の最上位計画である「第2次五泉市総合計画」における「基本政策1：笑顔あふれる いきいきのまち」及び「基本政策2：信頼あふれる 安心のまち」を実現するための具体的な施策を実施するものであり、保健福祉分野をはじめとした関連計画との整合・調和を図り策定しました。

■ 計画の位置づけ



第4節 計画期間

本計画は、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年とともに、85歳以上の後期高齢者が急増する令和22年を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



第5節 計画の策定体制

1 五泉市高齢者保健福祉市民会議等における検討

検討中

2 実態調査の実施

国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」及び「在宅介護実態調査票」を基礎として調査項目を設計し、市内の高齢者を対象として、その生活実態やニーズの所在を把握し、第9期介護保険事業計画策定等の基礎資料とするとともに、計画策定過程における市民の参加機会として実施しました。

調査実施概要は次のとおりとなります。

(調査結果の概要は18頁。詳細は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」及び「在宅介護実態調査の集計結果」を参照。)

■ 調査実施概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内在住の65歳以上の要介護認定を受けていない方のうち無作為に抽出した1,900人	要支援・要介護認定を受けており、在宅で生活している方のうち無作為に抽出した300人
配布数等	配布数：1,900 有効回収数：1,474 有効回収率：77.6%	配布数：300 有効回収数：200 有効回収率：66.7%
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和4年12月	令和4年12月

3 パブリックコメントの実施

実施中

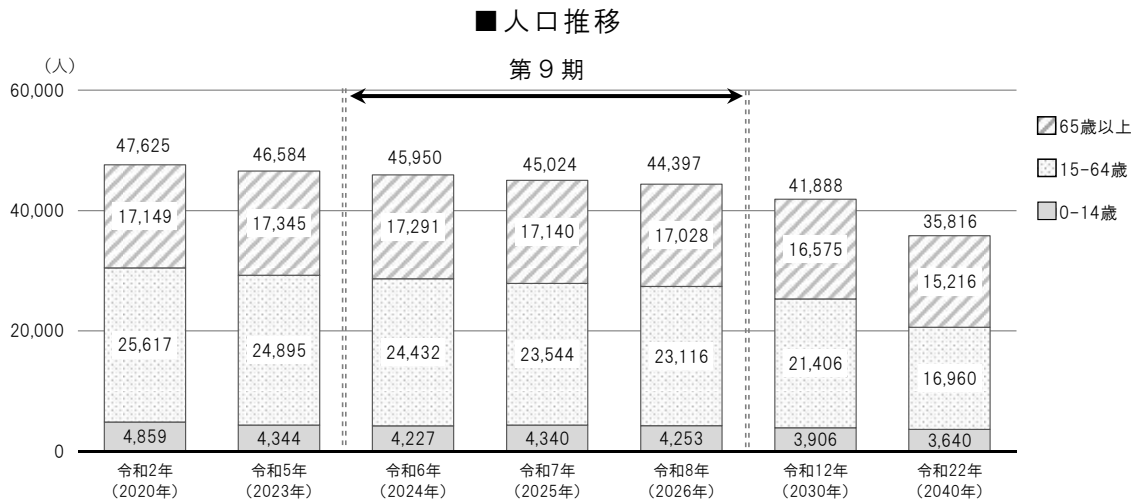
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

第1節 人口の推移

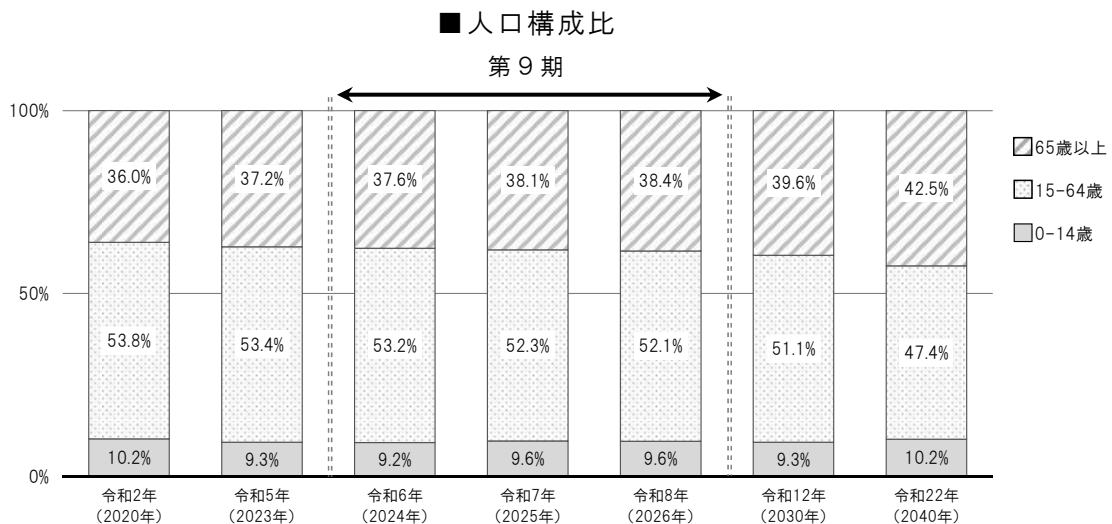
1 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分では、当面、いずれも減少し、構成比が大きく変化することはない、65歳以上人口が占める割合（高齢化率）は、第9期計画期間において37～38%台となります。しかし、長期的にみれば、令和22年に42.5%になるものと見込まれます。



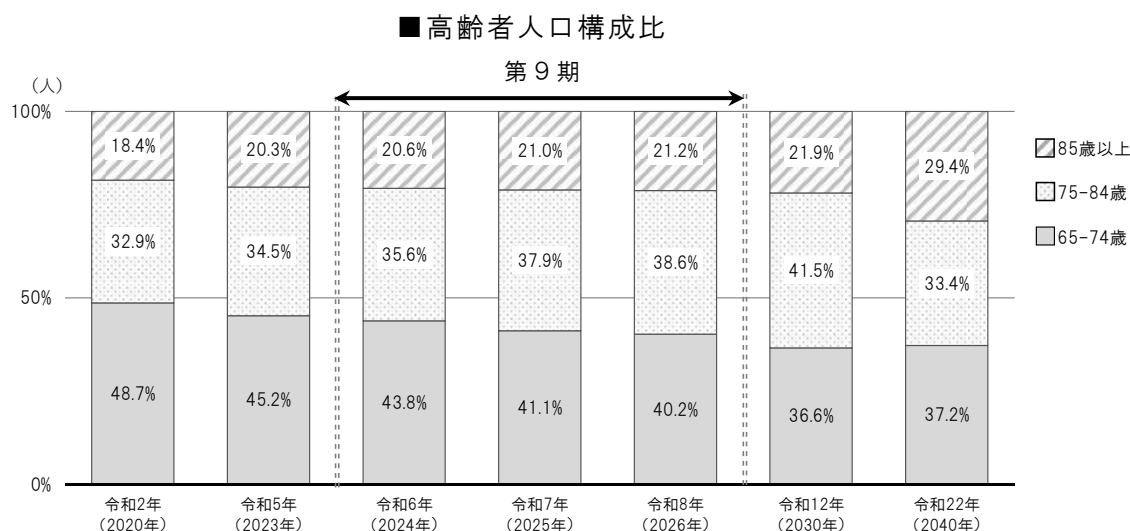
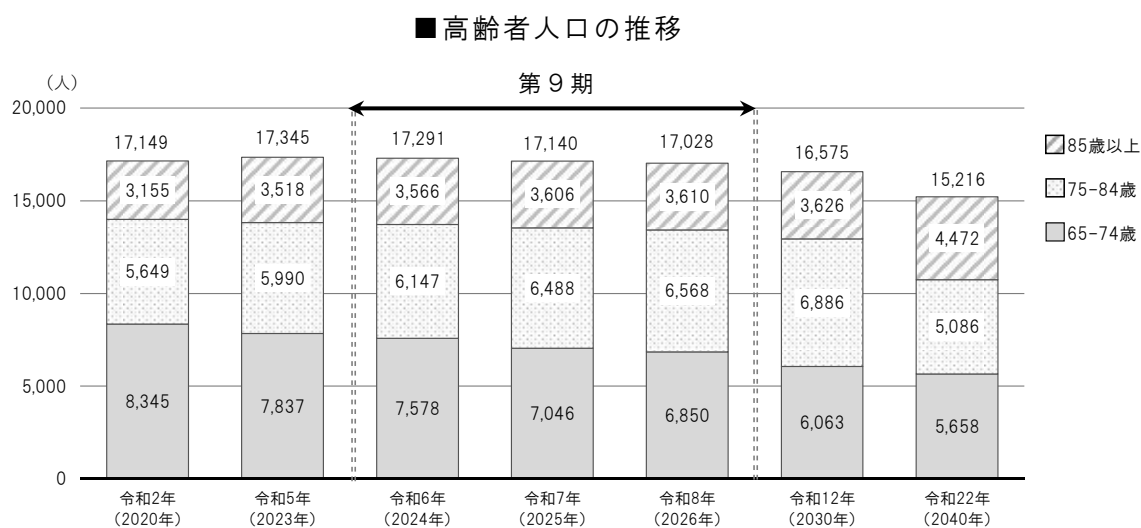
※「五泉市人口ビジョン」により作成。ただし、令和5年度は11月末時点での数値。
本頁下のグラフ及び次頁も同様。



2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、第9期計画期間中において、令和6年の17,291人からわずかに減少し、令和8年には17,028人になるものと見込まれます。年齢区分で見れば、65～74歳が減少する一方、75～84歳と85歳以上は増加します。

長期的にみれば、令和22年には15,000人台にまで減少しますが、年齢区分の構成において、85歳以上は唯一増加して4,472人となり、構成比も29.4%を占めるものと見込まれます。



3 人口の変化率

上述の内容を令和5年から令和22年の間の変化率としてまとめたものが下表です。

本市の総人口が23.1%減少するなかで、生産年齢人口はそれよりも大きく31.9%減少します。その一方で、高齢者人口は12.3%減少しますが、年齢区分で見れば、75歳以上の後期高齢者は0.5%の増加、なかでも85歳以上は27.1%の増加となっています。

本市人口の長期的な推移に関し、その内容を年齢区分ごとの変化率により詳細にみれば、担い手となる世代が顕著に減少するなかで、介護ニーズの高まる85歳以上の比重が顕著に高まるものと見込まれます。

■人口の変化率

	令和5年	令和8年	令和12年	令和22年	令和5年 ↓ 令和22年 変化率
総人口	100.0%	95.3%	89.9%	76.9%	▲23.1%
0-14歳	100.0%	97.9%	89.9%	83.8%	▲16.2%
15-64歳	100.0%	92.9%	86.0%	68.1%	▲31.9%
65歳以上	100.0%	98.2%	95.6%	87.7%	▲12.3%
うち75歳以上	100.0%	115.6%	110.6%	100.5%	0.5%
うち85歳以上	100.0%	103.4%	103.1%	127.1%	27.1%

第9期最終年

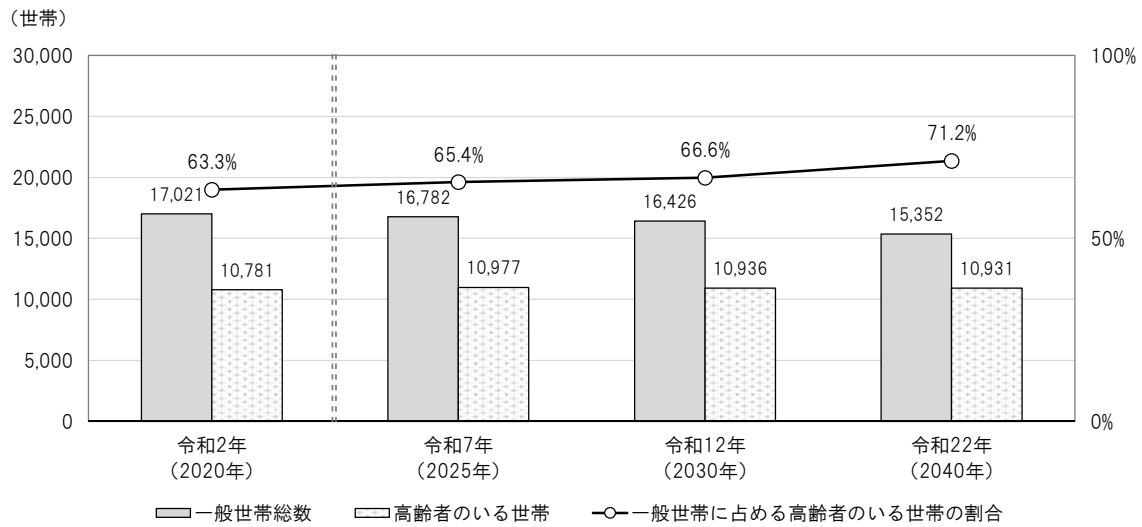
第2節 世帯数の推移

令和2年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における新潟県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面は増加するものの、長期的には横ばいか若干減少するものと見込まれます。

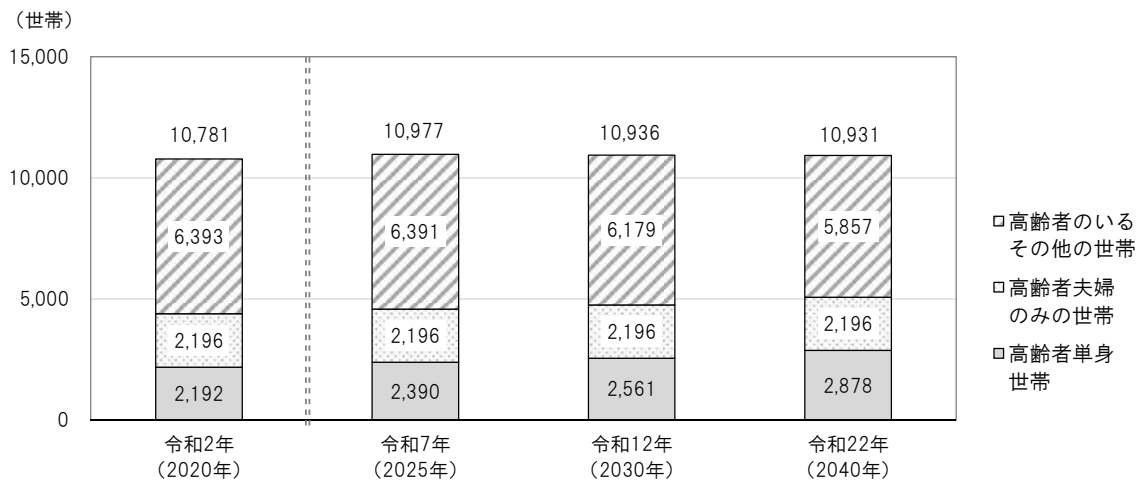
さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し2,878世帯になるものと見込まれます。

■ 一般世帯総数及び高齢者のいる世帯数の推移



※令和2年は国勢調査。他は独自推計。下のグラフも同様

■ 高齢者のいる世帯・類型別の推移

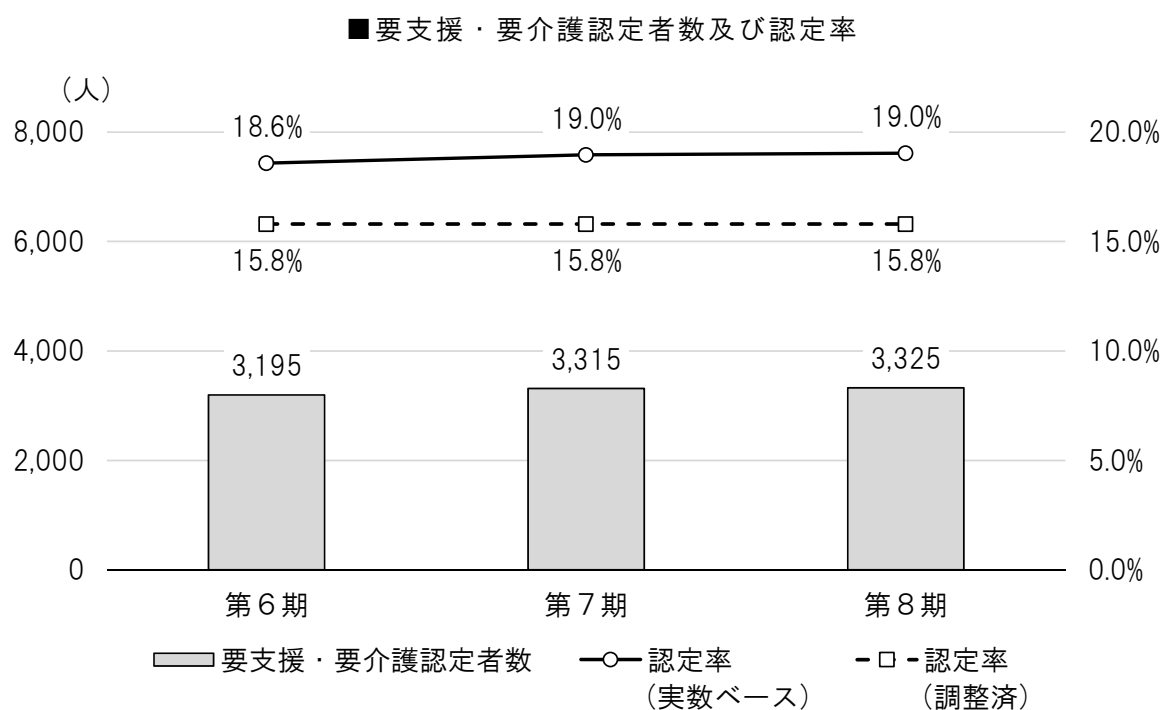


第3節 要支援・要介護認定者の状況

1 中期的推移

要支援・要介護認定者数及び認定率について、第6期計画期間（平成27～29年度）、第7期計画期間（平成30～令和2年度）及び第8期計画期間（令和3～令和5年度）の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は、増加傾向で推移し、第6期の3,195人から第8期には3,325人と130人増加しています。

認定率（要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数）は、実数ベースでは第6期の18.6%から第8期の19.0%に増加しましたが、調整済認定率¹では15.8%のまま横ばいで推移しています。



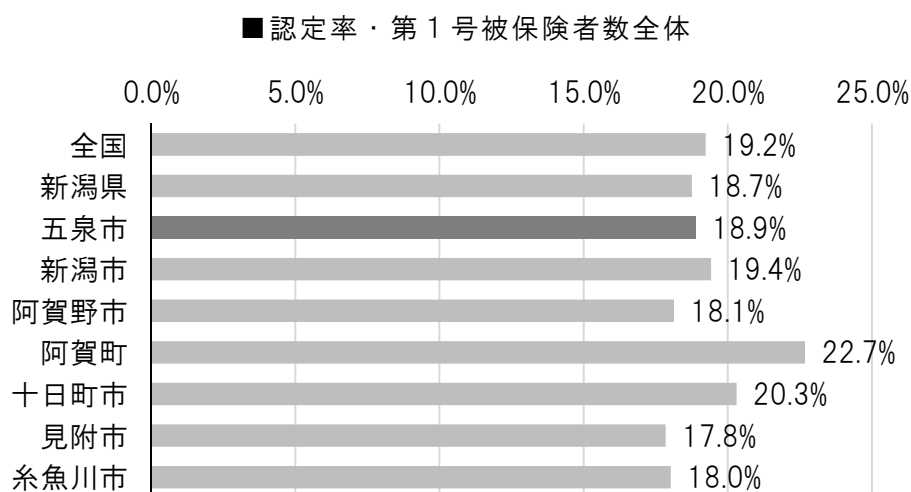
※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

¹ 調整済認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者数の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。（「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」4頁）

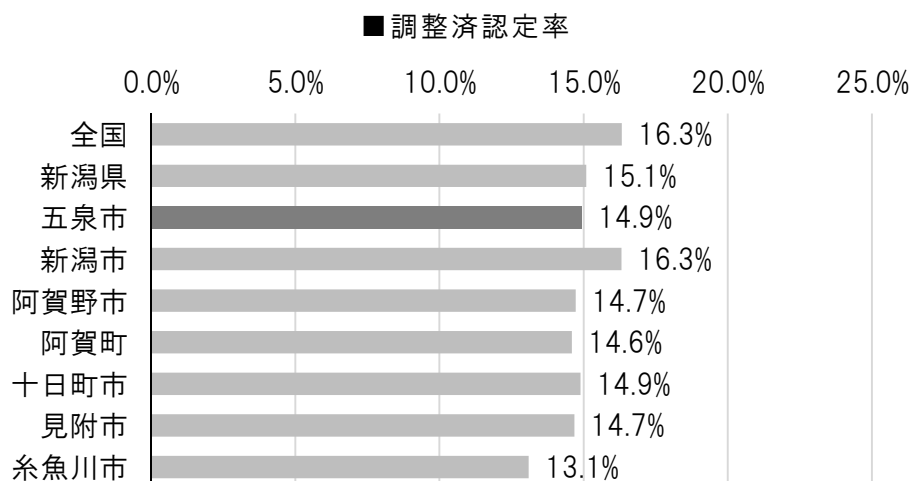
2 認定率の比較

認定率について、全国、県及び新潟県老人福祉圏域「新潟圏域」内各市町（新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町）、さらに人口または第1号被保険者数が同規模である県内各市（十日町市、見附市、糸魚川市）と比較すれば、本市の認定率は、第1号被保険者数全体では18.9%と全国より低く、県とほぼ同水準となっており、他市町との比較では、概ね中位の水準となっています。調整済認定率では、全国よりも低く、県とほぼ同水準で、圏域内では概ね中位の水準となっています。

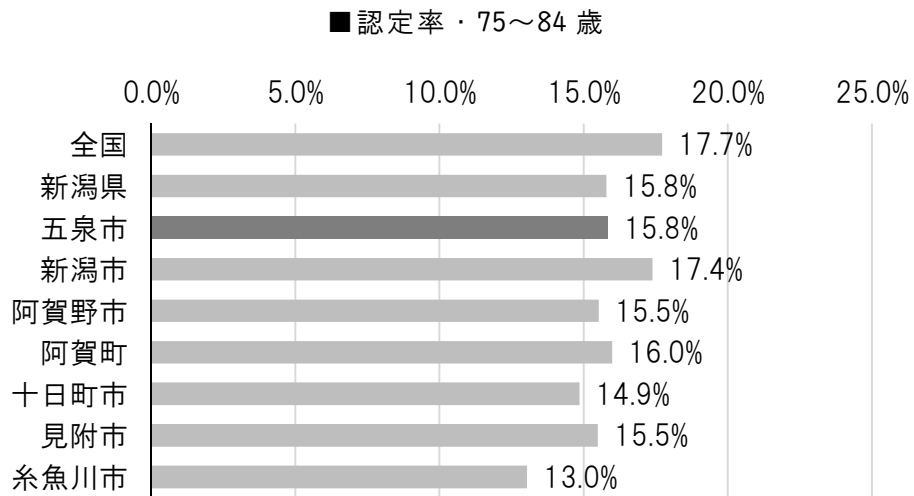
年齢区分により、特に後期高齢者についてみると（次頁グラフ）、75～84歳は15.8%、85歳以上は57.7%です。いずれも県とほぼ同水準で、他市町との比較では概ね中位の水準となっています。



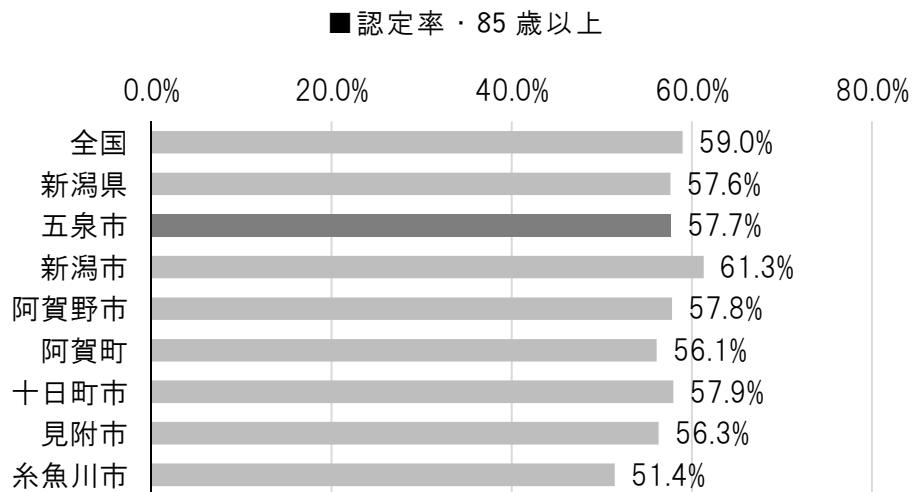
※「介護保険事業状況報告・令和5年7月分」により作成。



※「地域包括ケア見える化システム」令和4年度データで作成。



※「介護保険事業状況報告・令和5年7月分」により作成。本頁下図も同様。

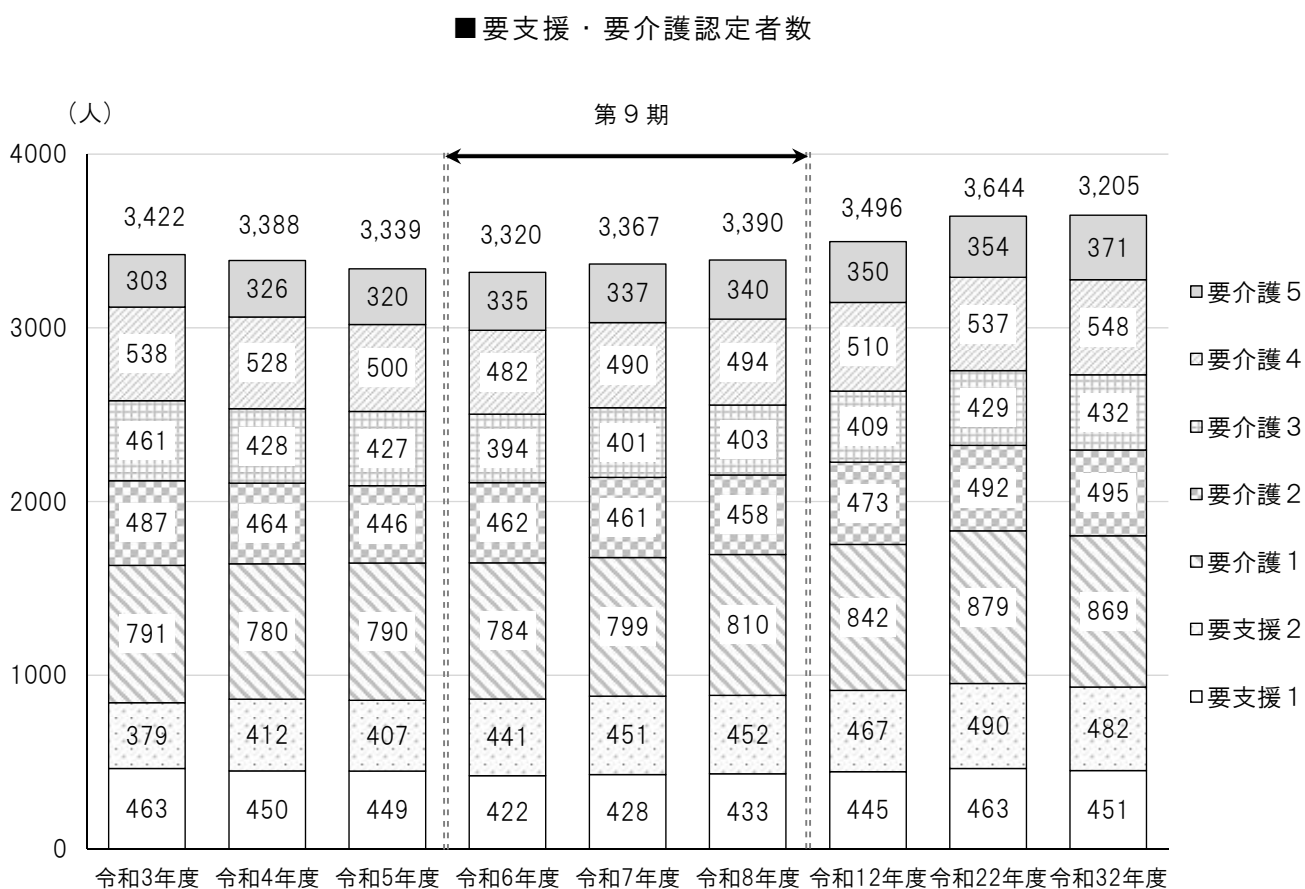


3 短期的推移と推計

第8期計画期間における認定者数は、3,300～3,400人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数も3,300人台で推移し、令和6年度には3,320人、令和7年度には3,367人、令和8年度には3,390人になるものと見込まれます。

また、より長期の推計をすれば、令和12年度には3,496人、令和22年度には3,644人、令和32年度には3,205人になるものと見込まれます。



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

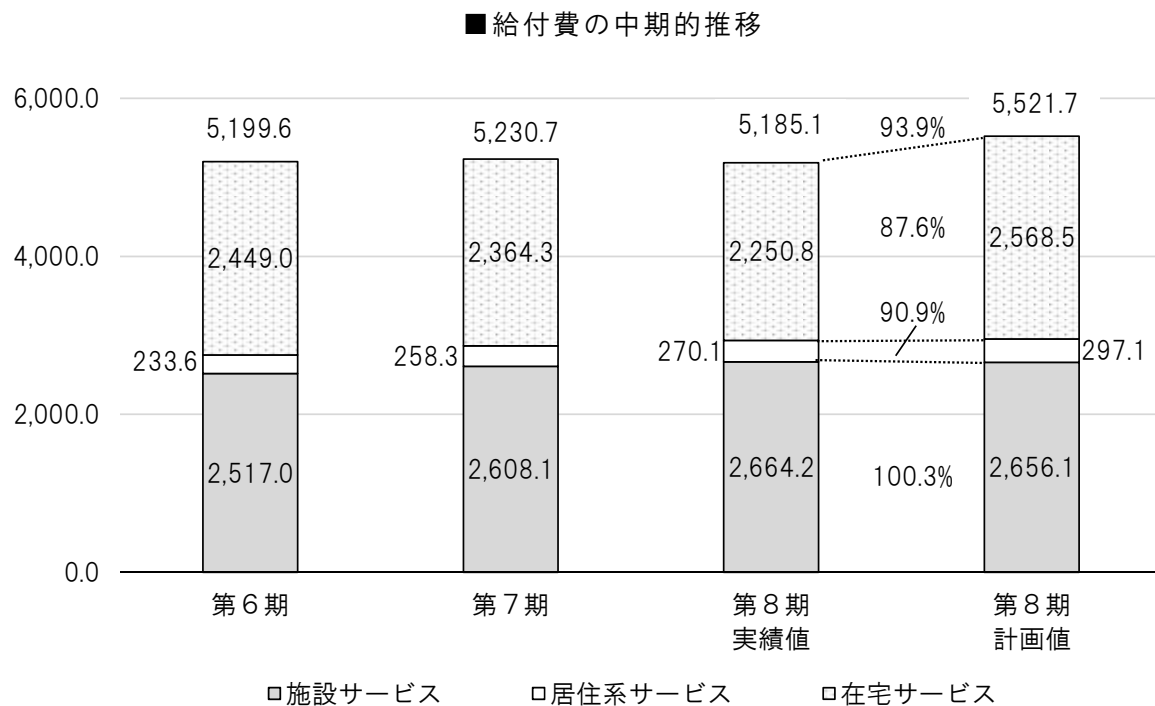
第4節 介護保険事業の状況

1 給付費の中期的推移

給付費の合計は、第6期の約52.0億円から第7期の約52.3億円に約0.3億円増加したものの、第8期には約51.9億円と、第7期から約0.4億円減少しています。

サービス系統別にみると、第7期から第8期にかけて施設サービスが約26.1億円から約26.6億円に、居住系サービスが約2.6億円から約2.7億円にそれぞれ増加した一方で、在宅サービスは約23.6億円から約22.5億円に減少しています。

また、第8期の実績値は、給付費全体で計画値に対して93.9%と見込みを6.1%下回りました。施設サービスは100.3%と見込みを上回りましたが、在宅サービスは87.6%、居住系サービスは90.9%と見込みを下回りました。

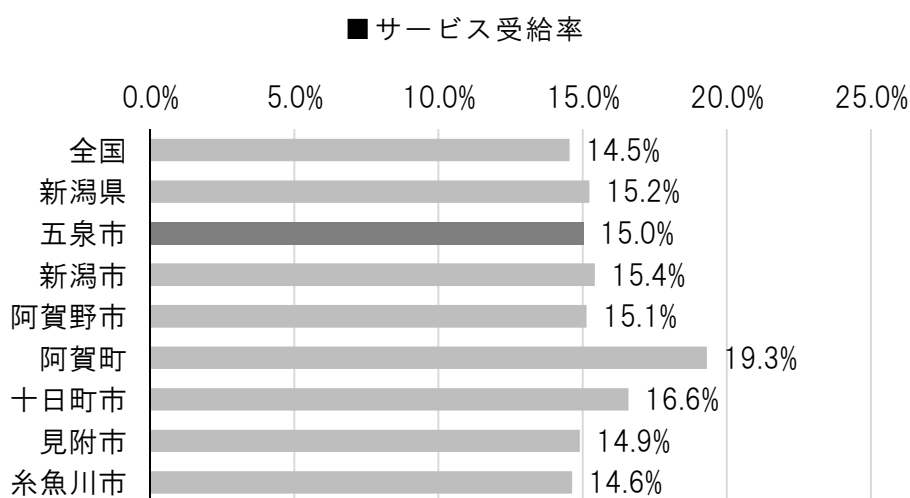


※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

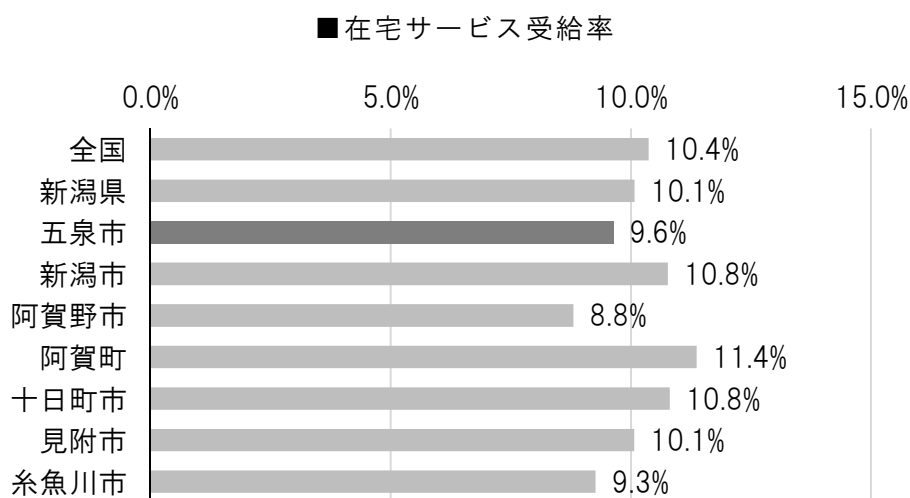
2 サービス受給率の状況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「サービス受給率（サービス利用者数÷第1号被保険者数）」について、全国、県、他市町と比較すると、本市は、全体では15.0%で全国よりもわずかに高く、県とほぼ同水準です。また、他市町比較では概ね中位です。

サービス系統別にみれば、在宅サービスは全国、県よりも低く、他市町比較では概ね中位です。居住系サービスは、全体として低い利用率のなかでわずかな差ですが、本市は、全国、県、他市町比較のすべてで最も低い水準です。施設サービスは全国、県よりも高く、他市町比較では概ね中位です。

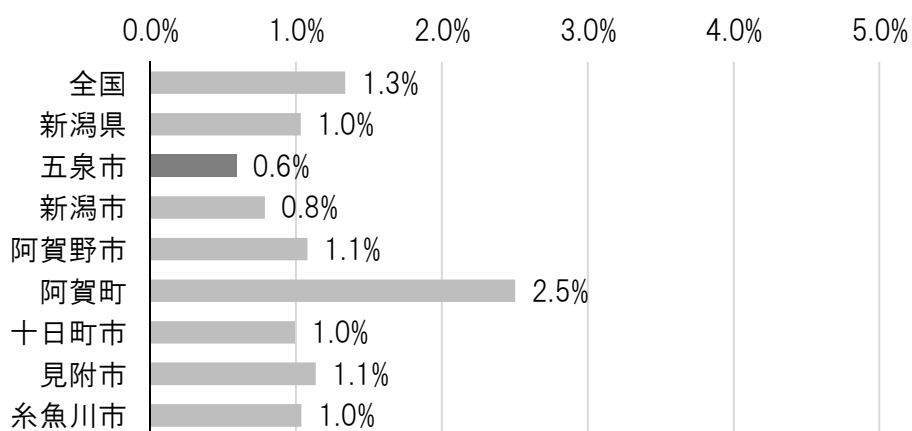


※「地域包括ケア見える化システム」の令和4年度データにより作成。



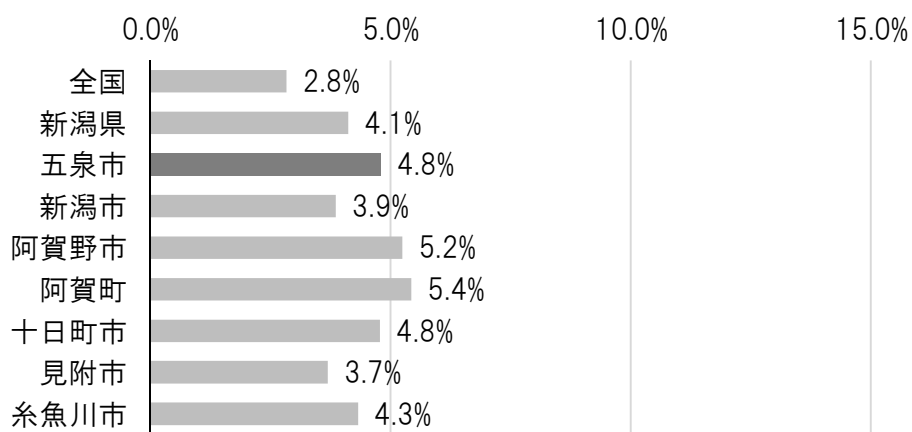
※「地域包括ケア見える化システム」の令和4年度データにより作成。

■ 居住系サービス受給率



※「地域包括ケア見える化システム」の令和4年度データにより作成。

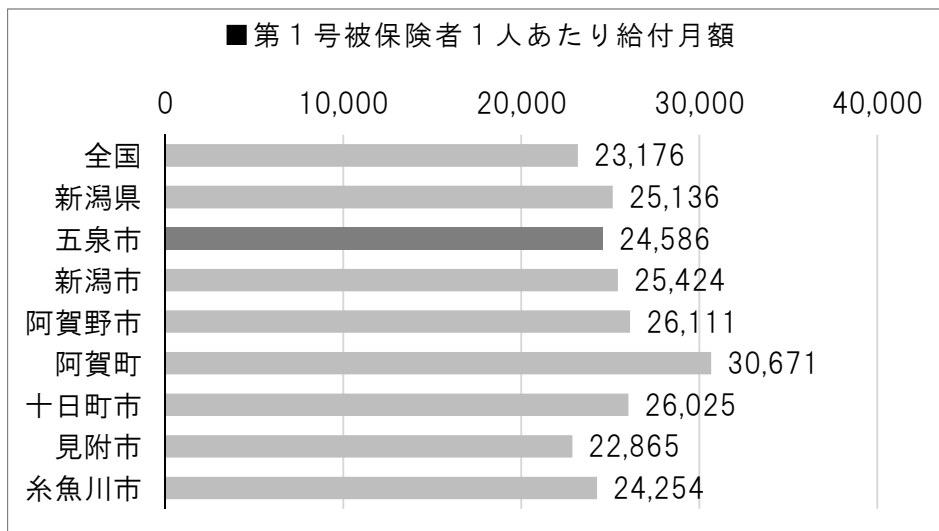
■ 施設サービス受給率



※「地域包括ケア見える化システム」の令和4年度データにより作成。

3 第1号被保険者1人あたり給付月額の様況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「第1号被保険者1人あたり給付月額」についても、同様に比較すると、本市は、24,586円であり、全国より高く、県より低い水準です。また、他市町比較では概ね中位の水準です。

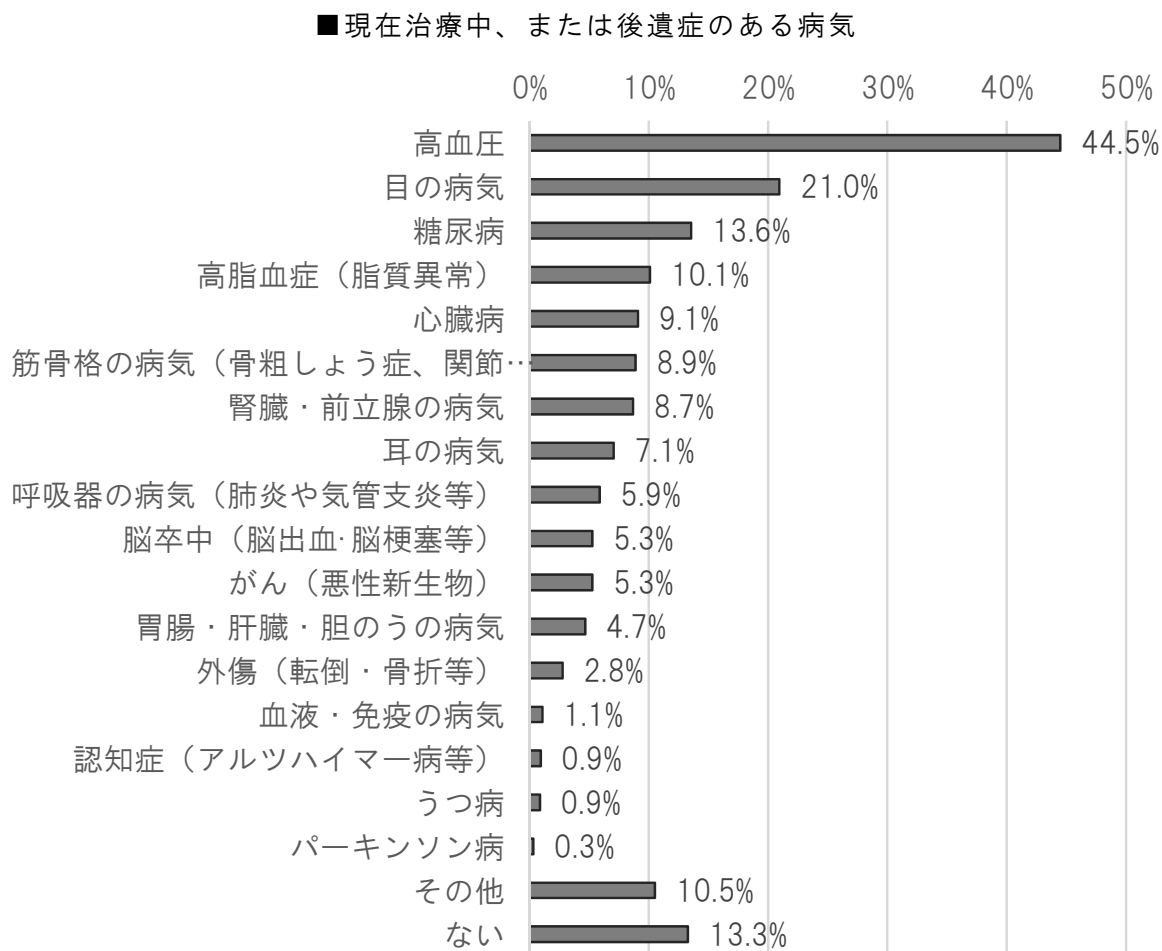


※「地域包括ケア見える化システム」の令和4年度データにより作成。

第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

1 現在治療中、または後遺症のある病気

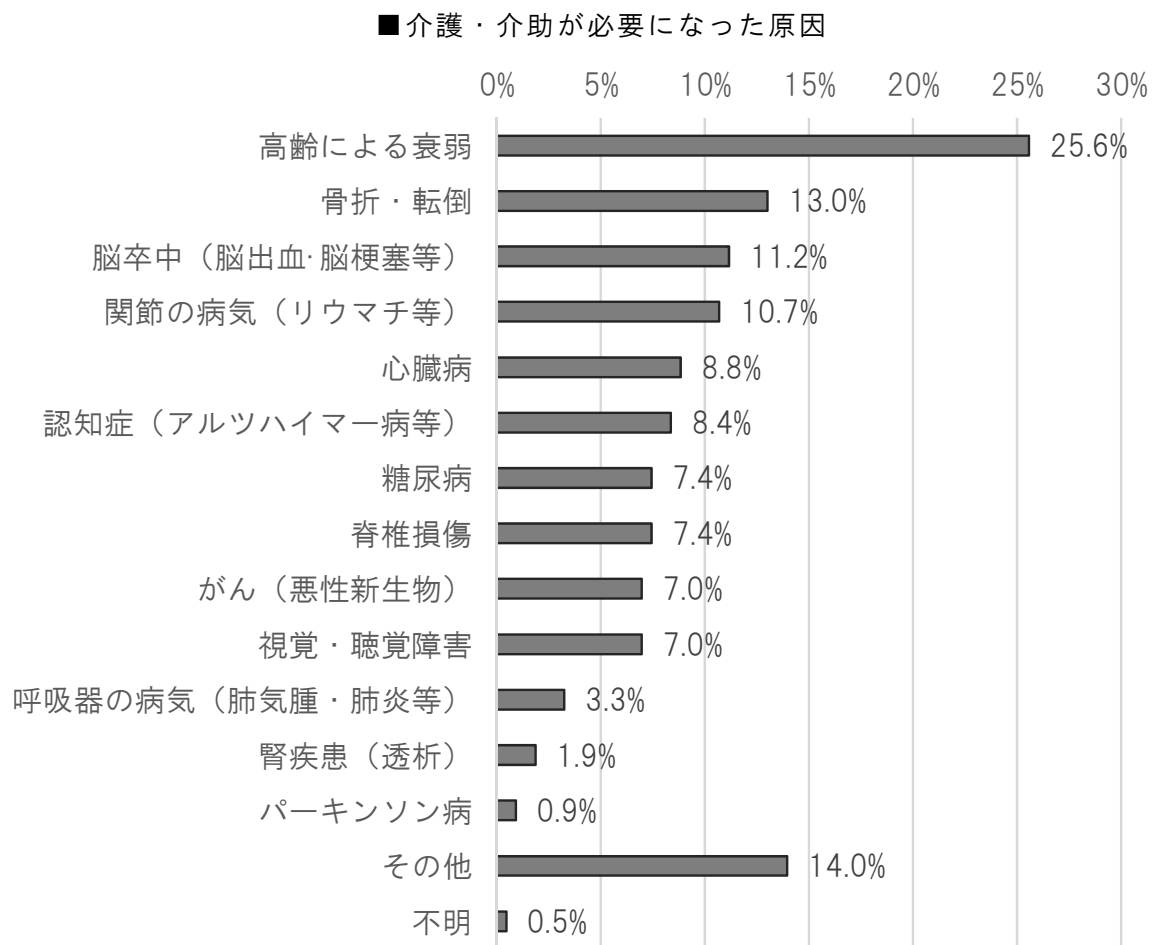
現在治療中、または後遺症のある病気については、全体では「高血圧」の割合が44.5%で最も高く、次いで「目の病気」(21.0%)、「糖尿病」(13.6%)などの順となっています。



2 介護・介助が必要になった原因

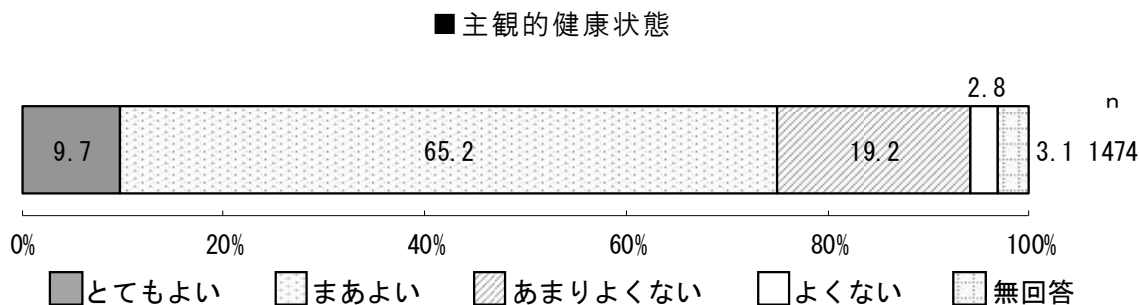
介護・介助が必要になった主な原因については、全体では「高齢による衰弱」の割合が25.6%で最も高く、次いで「骨折・転倒」(13.0%)、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(11.2%)などの順となっています。

年齢層別で見ると、「高齢による衰弱」の割合は85歳以上で特に高く、85歳～90歳で34.2%、90歳以上で57.1%となっています。



3 主観的健康状態

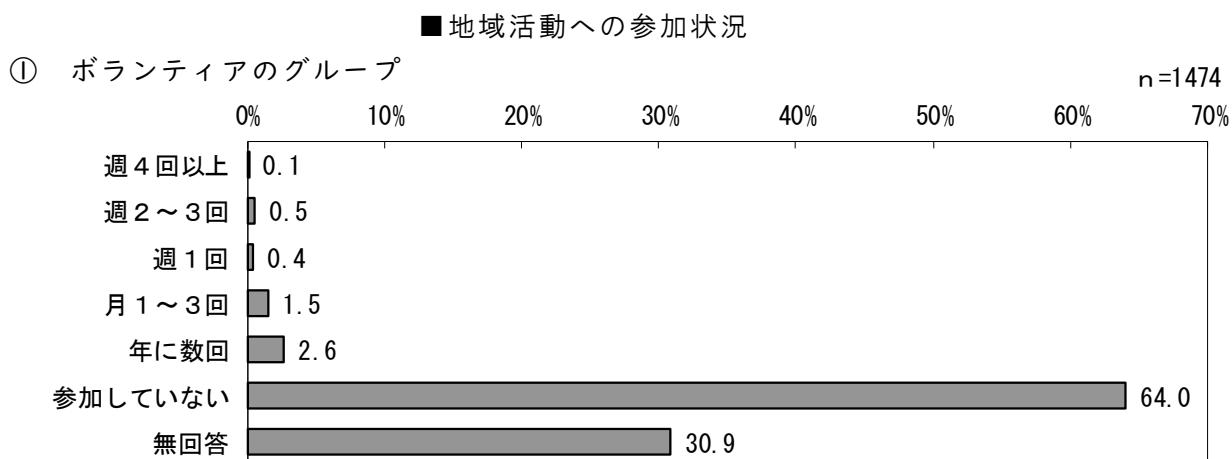
現在の健康状態については、全体では「とてもよい」(9.7%)と「まあよい」(65.2%)を合わせた“良好”の割合が74.9%で、「あまりよくない」(19.2%)と「よくない」(2.8%)を合わせた“不良”(22.0%)を上回っています。



4 地域活動への参加状況

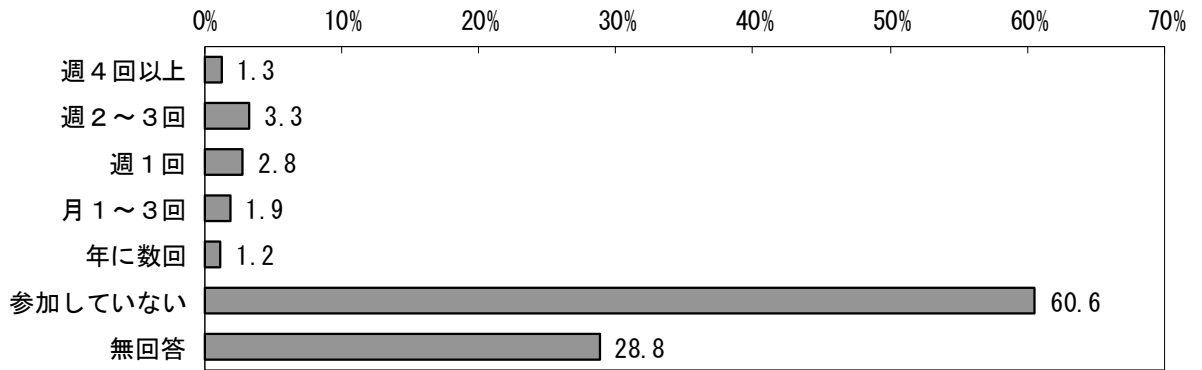
地域活動への参加状況については、すべての会・グループで「参加していない」の割合が最も高くなっていますが、「年に数回」以上に回答した“参加している”は『⑦町内会・自治会』の割合が24.7%で最も高く、次いで『⑧収入のある仕事』(24.5%)となっています。

また、「週1回」以上に回答した参加頻度が“高頻度”の割合については『⑧収入のある仕事』が最も高く18.5%となっています。



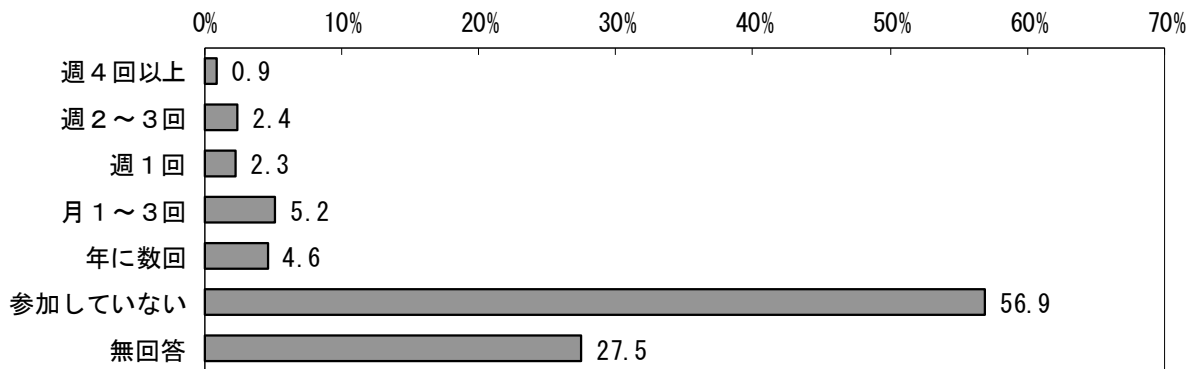
② スポーツ関係のグループやクラブ

n=1474



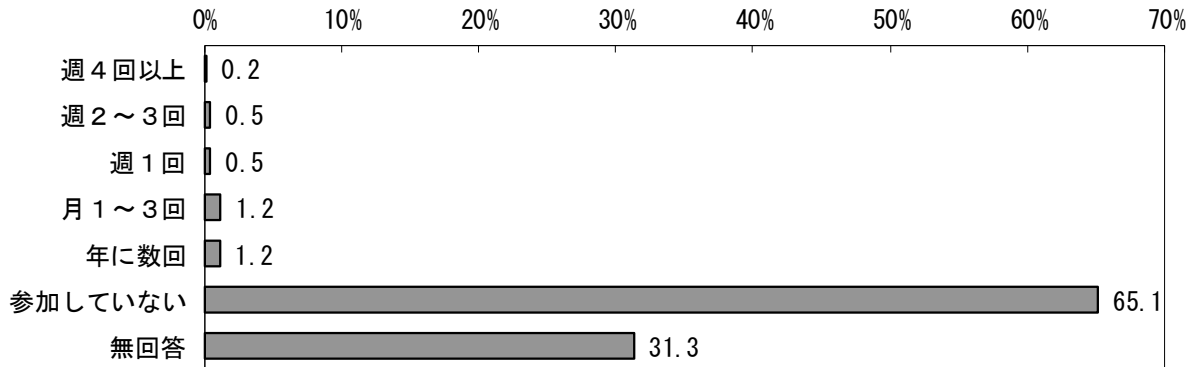
③ 趣味関係のグループ

n=1474

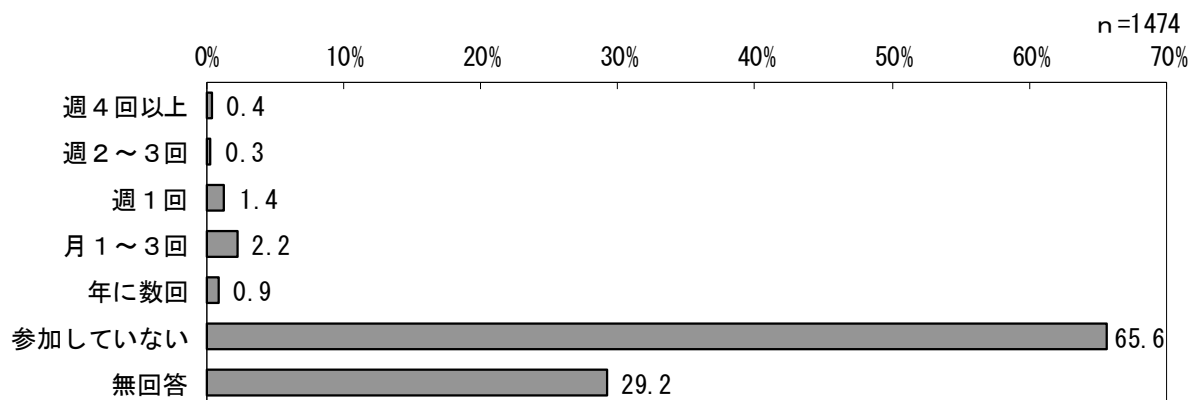


④ 学習・教養サークル

n=1474



⑤ 市の介護予防教室（転倒予防教室、お茶の間サロン、スクエアステップ自主会）など介護予防のための通いの場

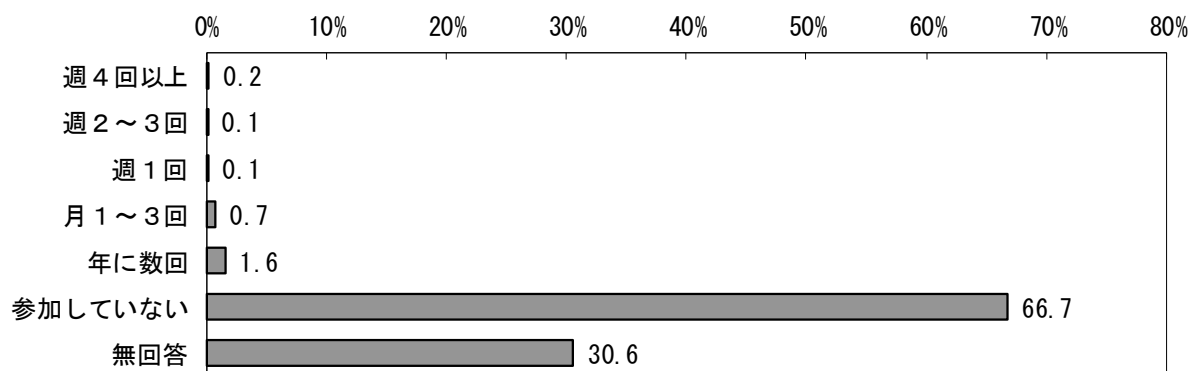


下の表は「⑤市の介護予防教室（転倒予防教室、お茶の間サロン、スクエアステップ自主会）など介護予防のための通いの場」に「6. 参加していない」と回答した人（n=967）の各リスク判定結果を掲載しています。本来、「介護予防のための通いの場」への参加が期待されながら、なお、参加が得られていない状況の人が少なくないことがわかります。

	合計	該当	非該当	無回答
運動器の機能低下	967 100.0	174 18.0	758 78.4	35 3.6
転倒リスク	967 100.0	292 30.2	671 69.4	4 0.4
閉じこもり傾向	967 100.0	199 20.6	764 79.0	4 0.4
低栄養傾向	967 100.0	68 7.0	837 86.6	62 6.4
咀嚼機能の低下	967 100.0	341 35.3	598 61.8	28 2.9
認知機能の低下	967 100.0	442 45.7	502 51.9	23 2.4
手段的日常生活動作（IADL）	967 100.0	211 21.8	721 74.6	35 3.6
うつ傾向	967 100.0	382 39.5	557 57.6	28 2.9

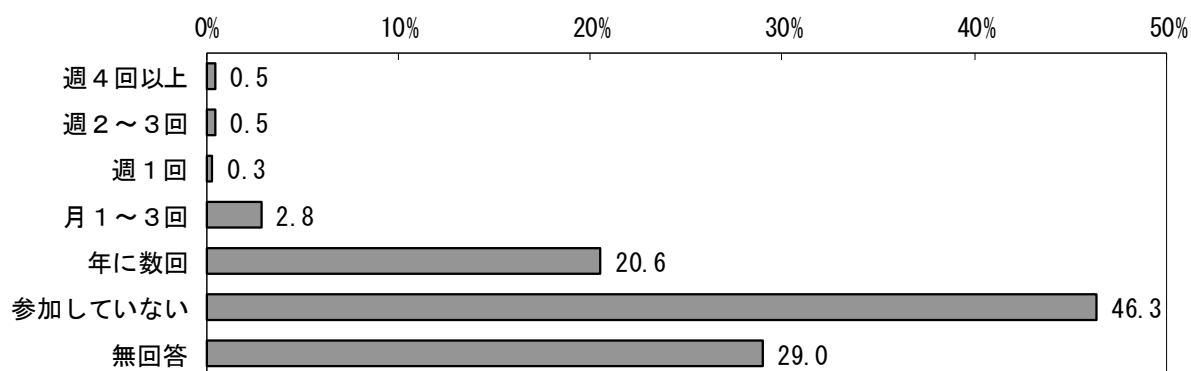
⑥ 老人クラブ

n=1474



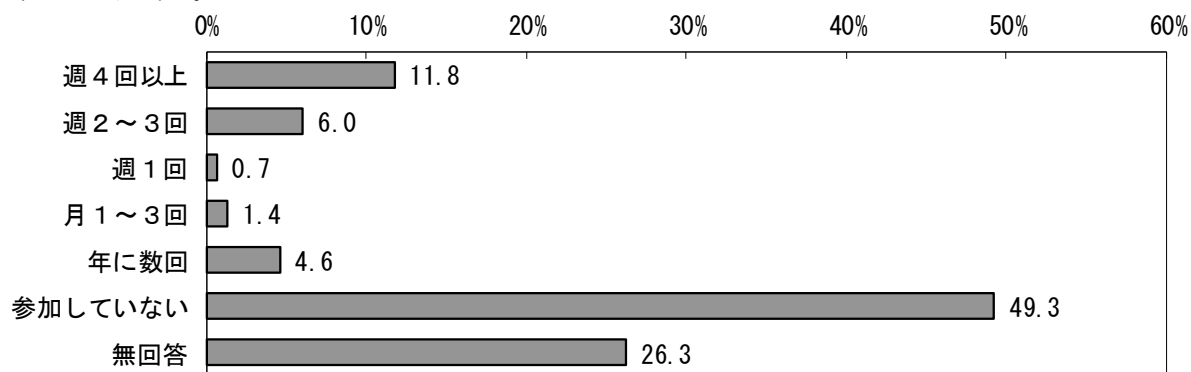
⑦ 町内会・自治会

n=1474



⑧ 収入のある仕事

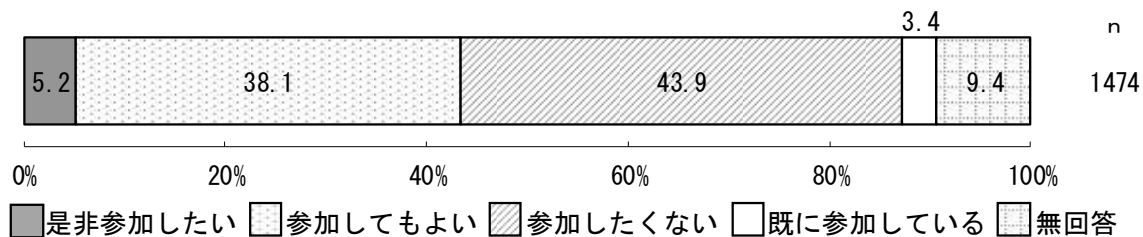
n=1474



5 地域活動への参加者としての参加意向

地域活動へ参加者としての参加意向については、全体では「是非参加したい」(5.2%)と「参加してもよい」(38.1%)を合わせた“参加意向あり”の割合が43.3%で、「参加したくない」(43.9%)と同程度となっています。

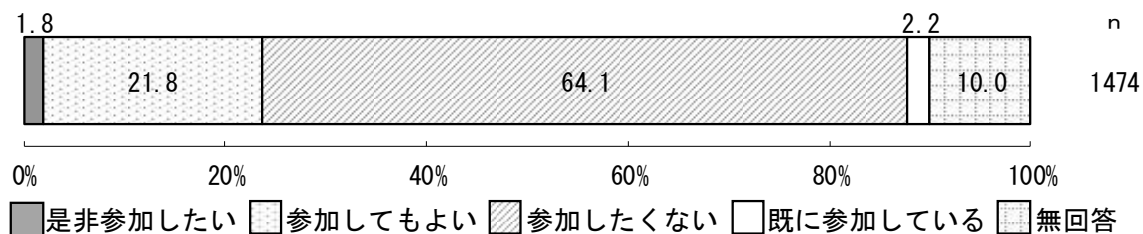
■地域活動への参加者としての参加意向



6 地域活動への企画・運営者としての参画意向

地域活動へ企画・運営としての参加意向については、全体では「是非参加したい」(1.8%)と「参加してもよい」(21.8%)を合わせた“参加意向あり”の割合が23.6%で、「参加したくない」(64.1%)の半数以下となっています。

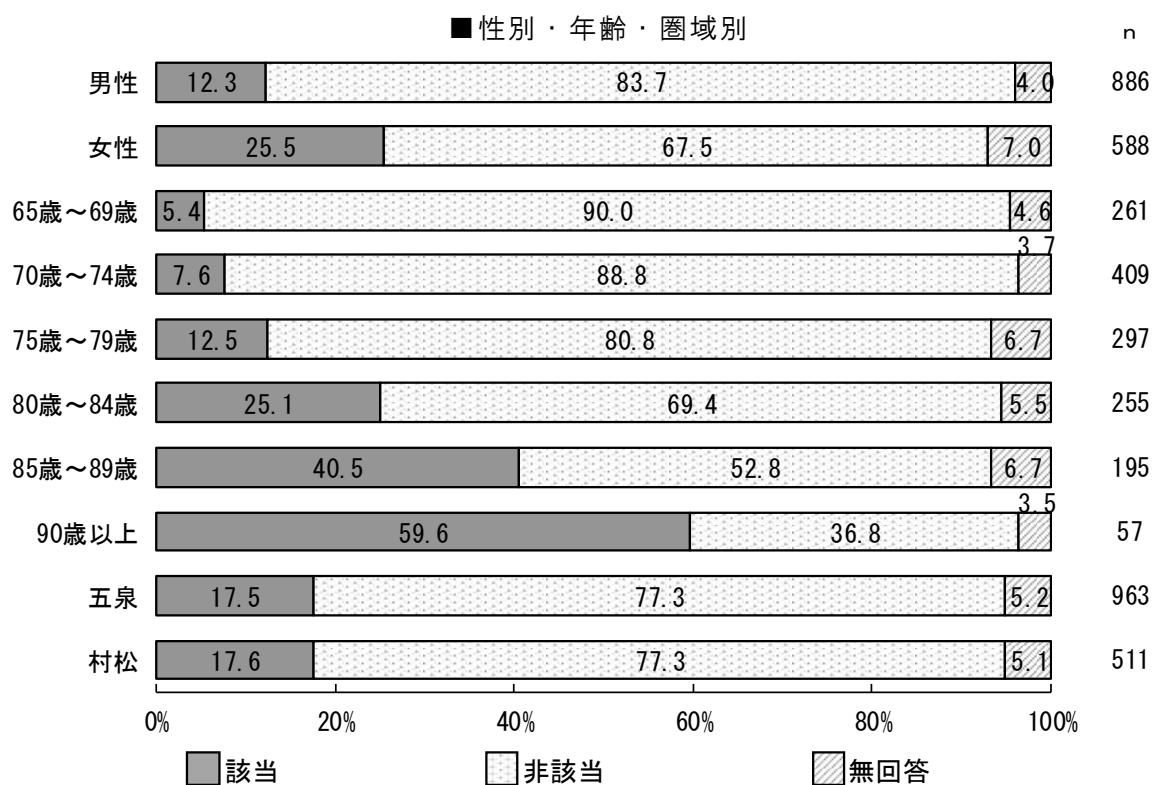
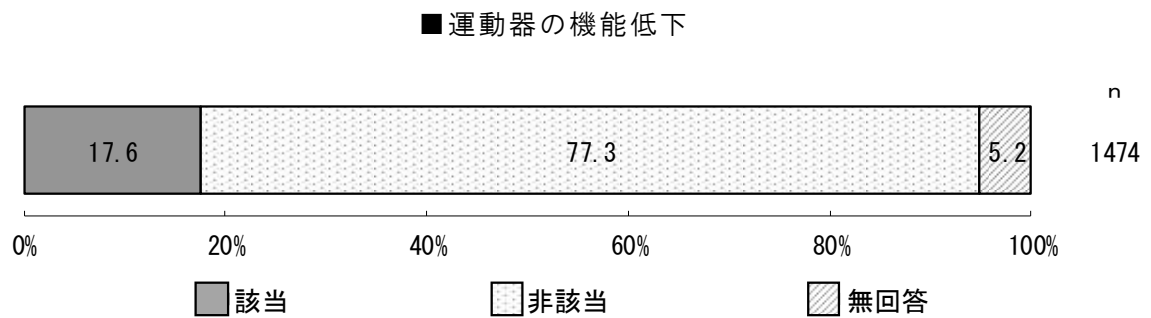
■地域活動への企画・運営者としての参画意向



7 運動器の機能低下

運動器機能リスク判定については、全体では「非該当」の割合が77.3%で、「該当」(17.6%)を上回っています。

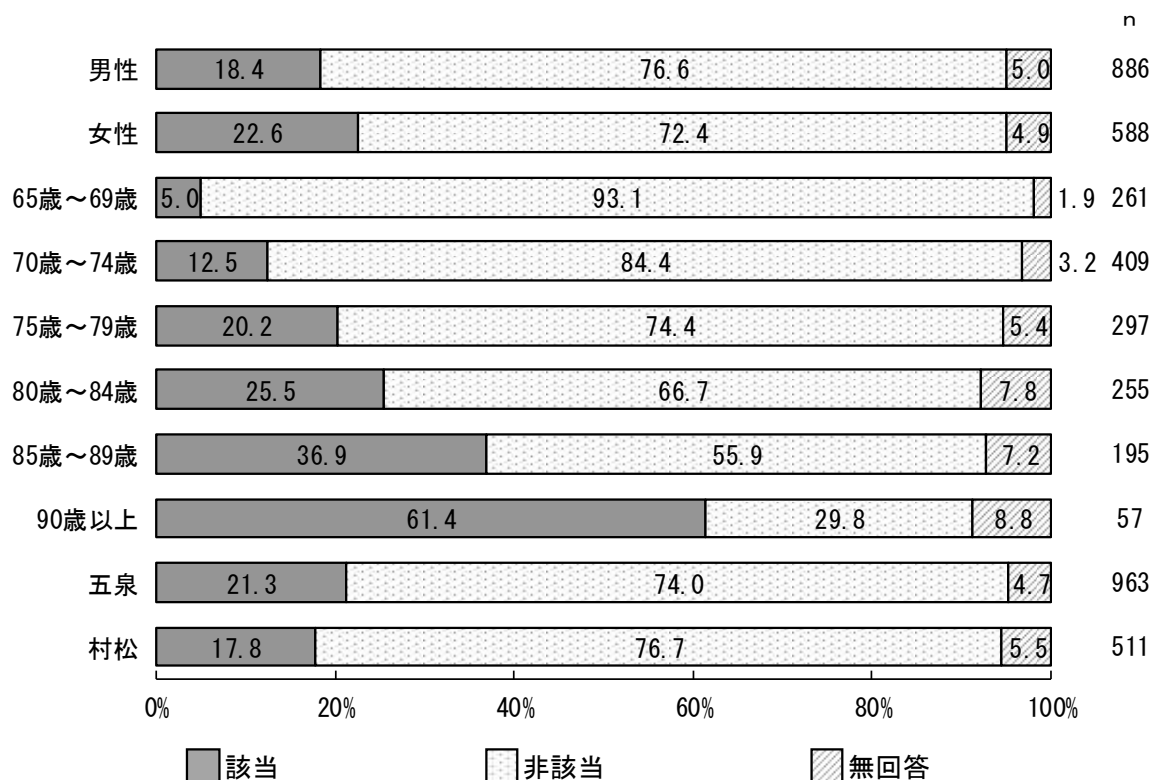
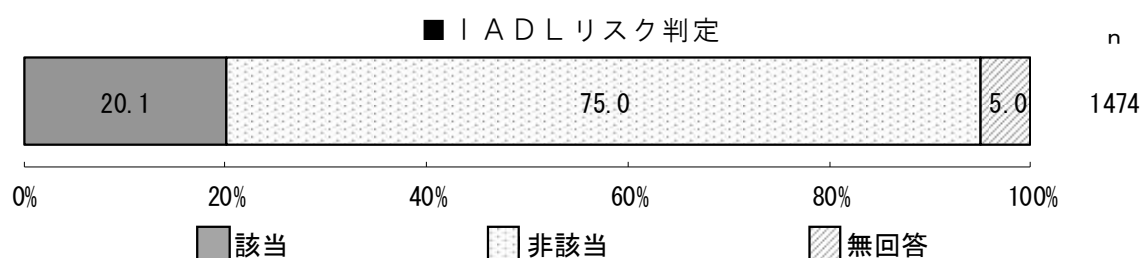
年齢層別で見ると、「該当」の割合は年齢層が上がるにつれ増加しています。圏域別による大きな違いはみられません。



8 手段的自立度（IADLリスク判定）

「手段的自立度（IADLリスク判定）」とは、買い物や家事、金銭管理、交通機関の利用といった複雑な日常生活動作についての自立度を指しますが、IADLリスク判定については、全体では「非該当」の割合が75.0%で、「該当」（20.1%）を上回っています。

年齢層別でみると、「該当」の割合は年齢層が上がるにつれ増加しています。圏域別による大きな違いはみられません。

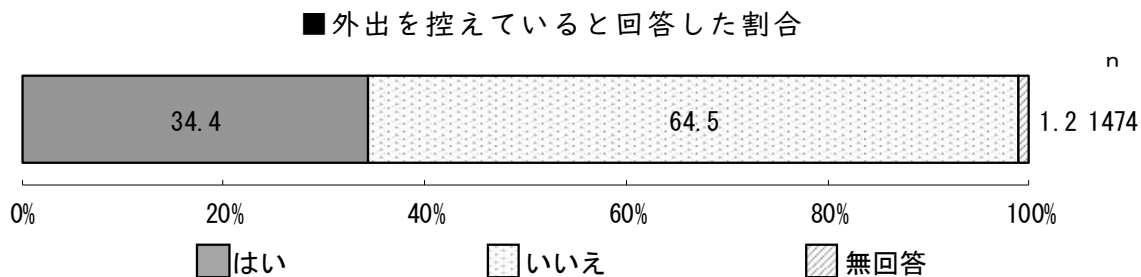


設問	内容	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない	評価
IADL (5問)	問4(2) バスや電車で1人で外出していますか(自家用車でも可)	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない	1問該当で1点とし、5点=「高い」 4点=「やや低い」 3点以下=「低い」 4点以下がリスク者とする
	問4(3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない	
	問4(4) 自分で金庫の用意をしていますか	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない	
	問4(5) 自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない	
	問4(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない	

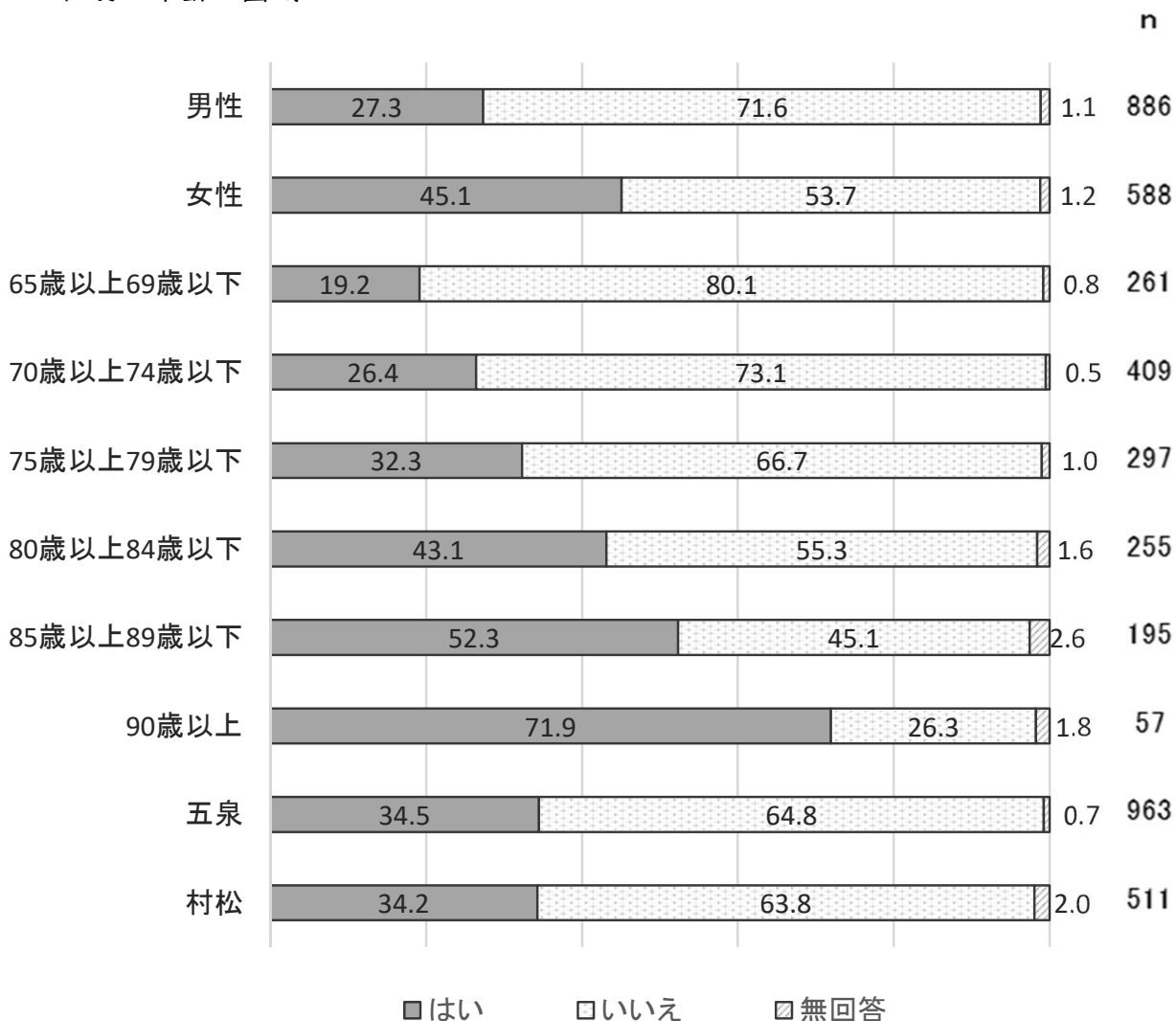
9 外出を控えている割合

外出を控えているかとの問いに対する回答については、全体では「いいえ」（控えていない）の割合が64.5%で、「はい」（控えている：34.4%）を上回っています。

年齢層別で見ると、「はい」の割合は年齢層が上がるにつれ増加しています。圏域別による大きな違いはみられません。



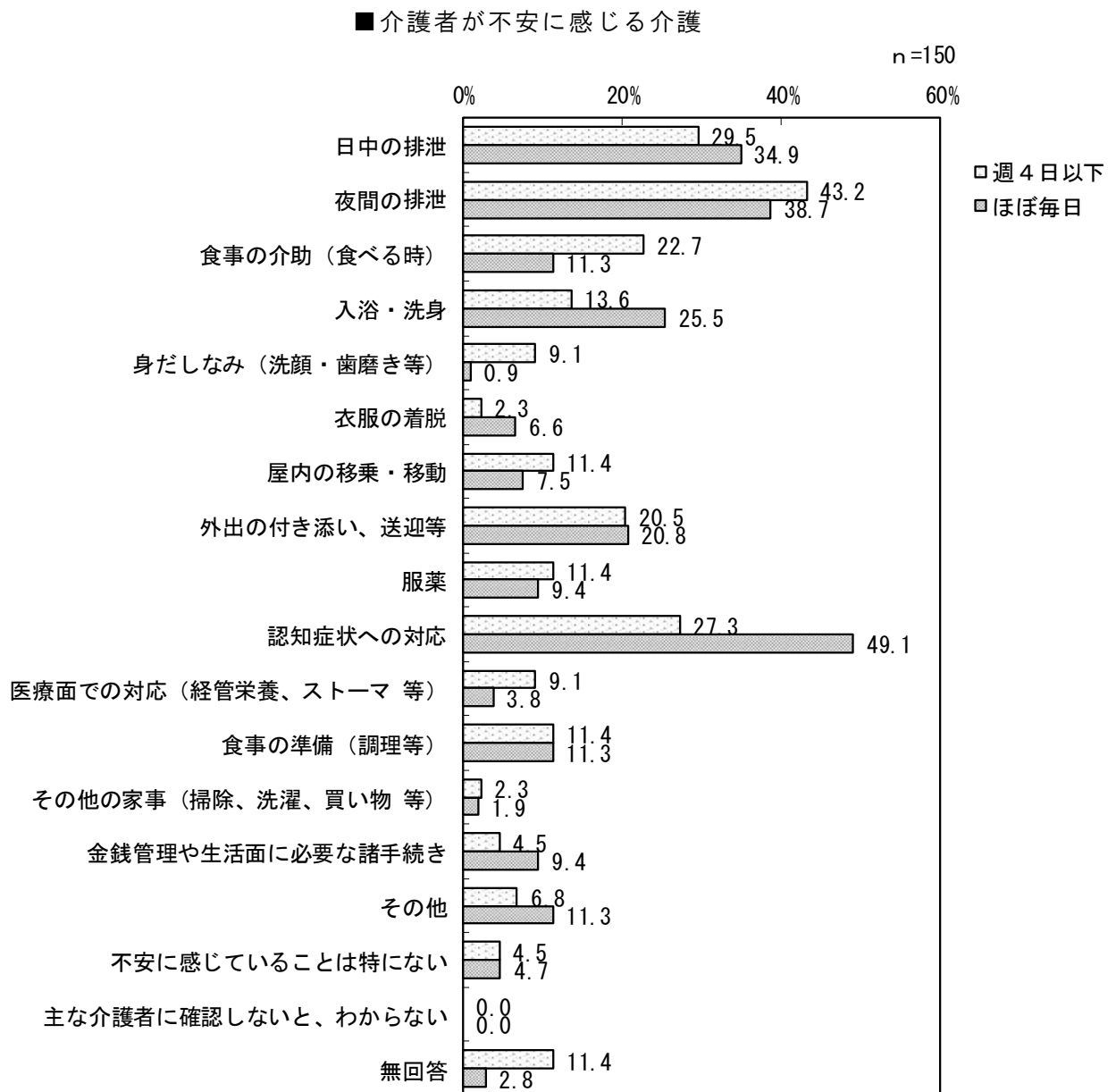
<性別・年齢・圏域クロス>



第6節 在宅介護実態調査結果の概要

1 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

家族介護力が高くても「認定症状への対応」、「日中の排泄」、「夜間の排泄」への不安が示されており、これがより具体的な困難として具現化した場合には、在宅介護の限界点へ容易に到達してしまうことを念頭に置いた支援・サービス体制の充実が求められます。



2 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討

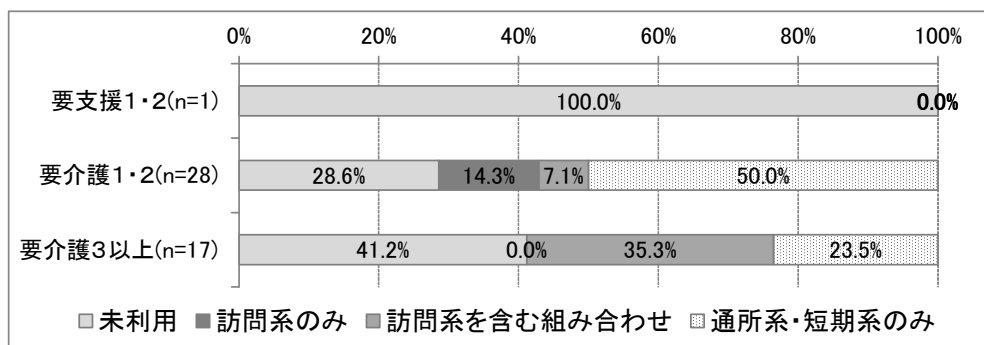
高齢者の単身世帯はその他世帯類型と比較して訪問系を含むサービスの組み合わせを利用する割合が多くなっています。

単身世帯は増加傾向であることから、需要は伸びていくものと推測されます。

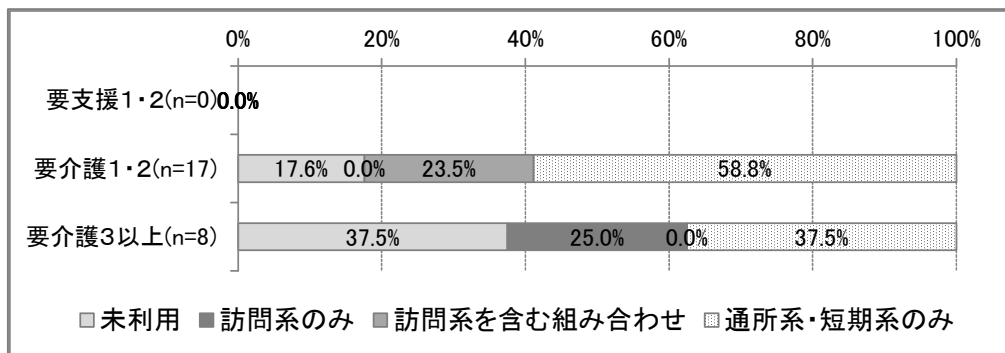
「夫婦のみ世帯」、「その他の世帯」は重度化しても施設入所を「検討していない」の割合が高い傾向がみられました。

家族等の介護者の負担が過大となることも懸念されることから、必要に応じて要介護者とその家族等へ積極的な働きかけによる支援や情報を提供すること必要であると考えます。

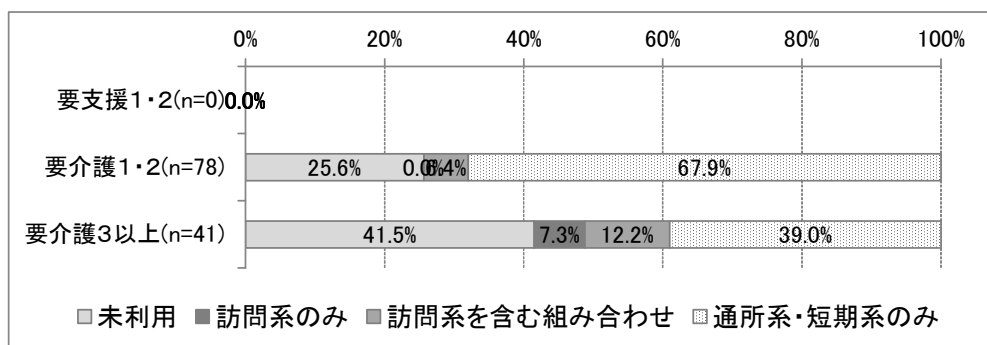
■（単身世帯）介護度別のサービスの組み合わせ



■（夫婦のみ世帯）介護度別のサービスの組み合わせ



■（その他世帯）介護度別のサービスの組み合わせ



第7節 本市の課題

前節までに確認した現状と将来推計を踏まえれば、本市の主要課題として以下の点があげられます。

- ① 令和 22 年までの間、総人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも減少すると見込まれますが、高齢者人口の減少が最も緩やかであり、かつ、高齢者のうち 85 歳以上の後期高齢者に関しては増加が見込まれます。これに従い、介護及び生活支援等の各サービス量も増加するものと考えられることから、中長期的なサービス提供体制について検討していく必要があります。
- ② さらに令和 22 年までを中長期的に展望すれば、総人口が約 23%、生産年齢人口が約 32%減少するなかで、高齢者人口は約 12%の減少であり、なかでも要介護等認定率が 57.7%と介護ニーズの高い 85 歳以上は、約 27%増加すると見込まれます。本市では、これまでも介護予防に取り組んでいますが、要介護等認定率は全国、県とほぼ同水準です。令和 22 年を見据え、これまで以上に多くの方の参加・参画を得て、介護予防の取組をさらに充実していく必要があります。
- ③ また一方で、介護予防の取組をさらに充実しても増加するであろうと考えられる介護等のサービス量に対応するため、必要な人材の確保・育成、業務の効率化を図ることが求められます。
- ④ 世帯に関する推計によれば、最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」の増加が見込まれます。また遠方で生活する家族からの相談も増えてきており、地域の見守りや日常生活の支援体制のさらなる整備が必要となります。
- ⑤ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、介護・介助が必要になった主な原因として「高齢による衰弱」が 25.6%と最多、また「転倒・骨折」が次いで多い状況です。健康寿命の延伸や介護予防事業の一層の推進のため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の推進を進めていく必要があります。
- ⑥ 地域活動に関する全ての設問で「参加していない」と回答した割合が最も多くなっています。一方、参加意向は「ぜひ参加したい」「参加してもいい」を合わせ 43.3%となっています。市が実施している介護予防教室と合わせて地域での活動の周知をはかり、活力ある地域活動を展開することが求められます。
- ⑦ 生活支援体制整備事業の協議体での意見交換から、高齢者が暮らしやすい地域にするためには、買い物や受診のための交通手段、除雪の対策などの生活支援、また歩いて通うことができる通いの場やその担い手の育成が求められています。
- ⑧ 認知症に関する市民アンケートの結果、認知症の人に対する接し方の質問に対して男性の 6 割以上が「わからない」と回答しました。高齢化率の上昇に伴い、認知症の方が増加することが見込まれます。認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症の人が安心して生活できる地域づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応していくこと、また、「第2次五泉市総合計画」における「基本政策1：笑顔あふれる いきいきのまち」及び「基本政策2：信頼あふれる 安心のまち」に則り、本計画では、第8期と同様に「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」を基本理念と設定しました。

基本理念

笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、
健康で安心して暮らせるまち

第2節 基本方針

基本理念を実現するため、各事業分野で取り組む基本方針を次のとおりに設定しました。

基本方針1 住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築

住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図り、切れ目のないサービスを提供し、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができる体制を構築します。

基本方針2 高齢者の生活を支えるためのとりくみ

「支える・支えられる」の固定的な関係にとらわれることなく、高齢者が地域社会のなかで各種活動に参加しやすい環境を整備し、人と人、人と社会がつながる多様な関係性のなかで生きがいを持って暮らしていくことのできるよう取り組みます。

基本方針3 安定的な介護サービスの提供

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。

第3節 施策体系

基本理念である「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」を実現するため、3つの基本方針に基づき各事業を実施します。

基本理念

笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、
健康で安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築

- 1 高齢者の相談・支援体制の強化
- 2 認知症対策の推進
- 3 ささえあう地域づくりの推進(生活支援体制整備)
- 4 医療と介護の連携強化
- 5 健康増進と介護予防

高齢者の生活を支えるためのとりくみ

- 1 高齢者の生きがいづくりのための取組
- 2 高齢者の社会参加の促進
- 3 在宅生活を支えるサービスの実施
- 4 安心できる住環境の確保

安定的な介護サービスの提供

- 1 介護基盤の整備計画と必要定員数
- 2 介護保険サービスの見込み
- 3 第1号被保険者の保険料算定
- 4 介護保険事業を円滑にするための方策

第4節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本市では、第8期計画に続き、平成18年の合併前旧市町をそれぞれ1圏域とする、「五泉圏域」及び「村松圏域」の2圏域体制を継続します。

○日常生活圏域の比較（人口と主な施設数）

		日常生活圏域	
		五泉圏域	村松圏域
人口	(人)	31,808	14,776
老人福祉センター	箇所	1	1
地域包括支援センター	箇所	1	1
在宅介護支援センター	箇所	3	2
訪問介護事業所	箇所	3	2
通所介護事業所 (地域密着型を含む)	箇所	8	4
小規模多機能型居宅介護事業所	箇所	5	4
認知症対応型共同生活介護事業所	箇所	3	5
	(人)	36	63
介護老人福祉施設	箇所	4	2
	定員(人)	282	160
地域密着型介護老人福祉施設	箇所	3	2
	定員(人)	58	58

※令和5年11月末時点の数値

第4章 住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築

住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図り、切れ目のないサービスを提供し、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができる体制を整備します。

第1節 高齢者の相談・支援体制の強化

1 総合相談

五泉市は直営の地域包括支援センターを2か所、委託運営の在宅介護支援センターを5か所開設しています。高齢者自身が困ったとき、あるいは家族が高齢者についての困りごとを抱えた時、すぐに相談できるよう、広報活動を行っています。

一人暮らしや認知症など複合的な課題を抱えた事案も増えていきます。介護サービスのみならず、民生委員、くらしの支援センター、シルバー人材センター、民間企業、ボランティア、NPO等多様な見守りや支援体制が必要となっています。これらの支援事例を通して、地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携、さらに認知症初期集中支援チームや地域ケア会議、法テラスなどの様々な仕組みや機関を活用して医師や弁護士などの専門職とも連携しながら、支援技術の向上を図っていきます。

○地域包括支援センターの整備状況

日常生活圏域	設置数	施設名称
五泉圏域	1	五泉地域包括支援センター
村松圏域	1	村松地域包括支援センター

○在宅介護支援センターの整備状況

日常生活圏域	設置数	施設名称
五泉圏域	3	五泉中央在宅介護支援センター
		在宅介護支援センター菅名の里
		在宅介護支援センターうずらはし
村松圏域	2	村松在宅介護支援センター
		愛宕の里在宅介護支援センター

2 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員が要支援者に対してアセスメントをおこない、利用者の状況を踏まえ、自立支援・重度化防止に向けた目標設定、ケアプランを作成します。また利用者が主体となって目標達成に取り組んでいけるよう支援します。

3 権利擁護

高齢期には、判断能力の低下や認知症の症状により、虐待などの人権や権利が侵害されるリスクが高まります。虐待など高齢者の尊厳の侵害は、早期発見・早期対応が重要なことから、地域包括支援センターに配置する社会福祉士を中心として、成年後見制度の周知と普及や消費者の被害防止など高齢者の権利を守るための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、地域で見守る体制の充実に努めます。

① 成年後見制度の普及

認知症などで、高齢者の判断能力が不十分となった場合など、成年後見制度の利用の支援などを行います。

今後も引き続き成年後見制度利用に関する普及啓発を続けていくとともに、関係部署と連携した成年後見制度市長申立の迅速な申請手続きを行います。

② 虐待防止

認知症高齢者の増加とともに、複合的な問題を抱えるケースが増加しています。市内の医療機関、介護保険事業所、警察、民生委員などの関係団体・機関と定期的に会議を行い、高齢者虐待の防止・早期発見の啓発に努めるとともに、介護支援専門員等の関係職員に対して、虐待予防のための関わりについて、継続的に研修会を行っていきます。

③ 消費者被害の防止

警察や商工観光課などとともに、振り込め詐欺などの特殊詐欺や送りつけ商法などの消費者被害の予防について啓発を行ってきましたが、毎年これらの被害に遭う高齢者は後を絶ちません。消費者被害の手口も巧妙化しているため、繰り返しの注意喚起を行うなど消費者被害防止の啓発活動を継続する必要があります。

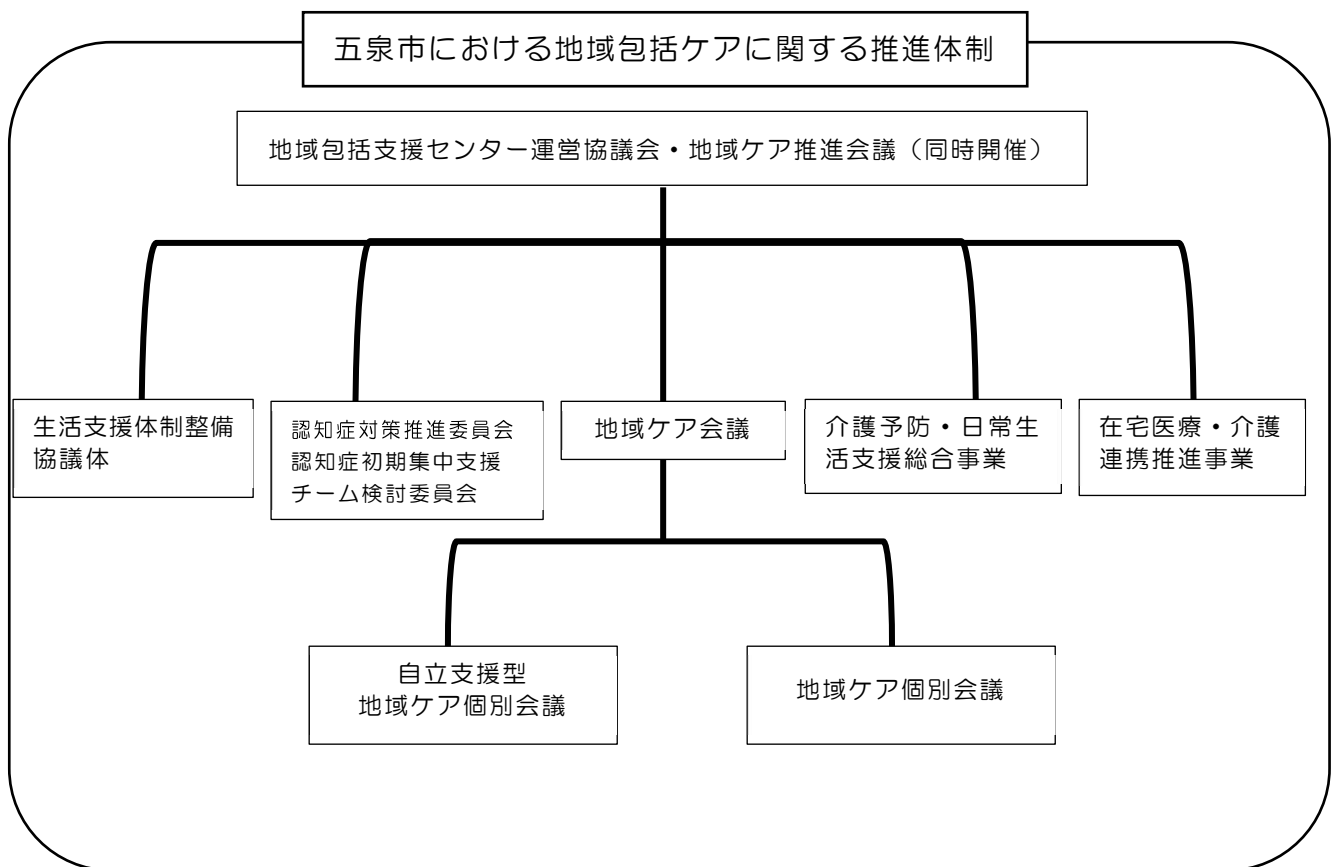
地域包括支援センターでは、9月と2月の新潟県高齢者見守り強化月間に、チラシ配布や市広報での啓発活動を行っています。今後も、五泉市消費者被害防止見守りネットワーク及び五泉市消費者安全確保地域協議会と連携した啓発

活動を行い消費者被害の防止について努めます。

万が一被害に遭った場合、消費生活相談センターや地域包括支援センター等が契約の確認やクーリングオフの手続きなどの相談を受けます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント

多様な生活課題を抱える高齢者に対して、その人らしい生活が継続できるよう必要な支援を提供する介護支援専門員が自身の役割をしっかりと果たせるよう、個別事例への助言や地域の連携、協力体制の整備、社会資源の開発を行います。また介護支援専門員を対象とした研修や事例検討会を開催し、資質向上の支援を行います。



5 地域ケア個別会議(自立支援・重度化防止に向けた取り組み)

地域ケア会議や自立支援型地域ケア個別会議を積み重ねて行くことで、地域の課題を明らかにし、支援や介護が必要な状態になっても、生きがいや役割をもちながら、その人のもっている能力に応じた自立した生活を送るために必要な支援が提供できるよう、関係者の支援技術の向上をめざした取り組みを行います。また、年1回地域ケア推進会議を行い、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行います。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議 開催回数(回)	16	16	16	16	16	16
地域ケア推進会議 開催回数(回)	4	4	5	5	5	5
介護支援専門員を対象 とする研修会の開催 開催回数(回)	4	4	4	4	4	4

第2節 認知症対策の推進

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)、認知症施策推進大綱、認知症基本法に基づき、五泉市認知症対策推進計画(第5期)を作成、展開していきます。

1 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。支援チームは、生活圏域である五泉地域及び村松地域に各1か所ずつ設置するものとします。

2 認知症地域支援・ケア向上事業

① 認知症地域支援推進員の配置

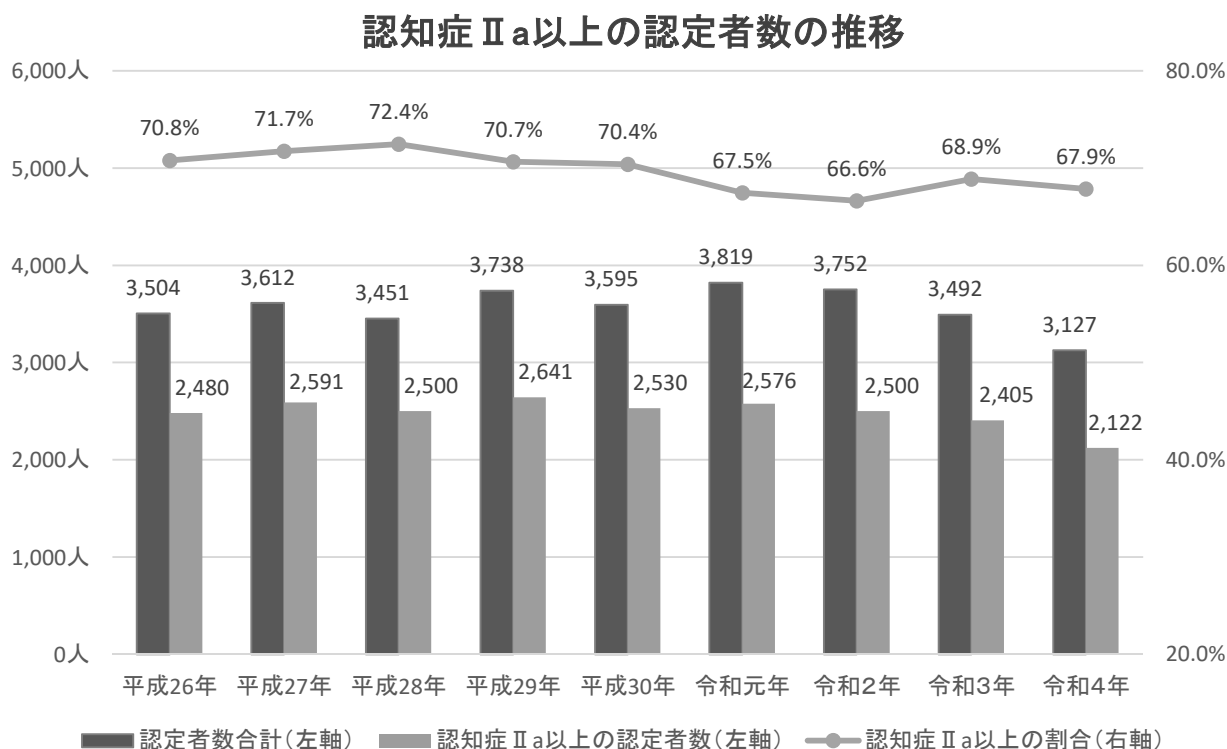
認知症施策の推進役である認知症地域支援推進員を地域包括支援センター、在宅介護支援センター等へ配置し、地域のニーズの把握や認知症に関する啓発、あんしん見守り訓練の実施など、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

② 認知症カフェの運営

認知症の人やその家族、認知症に関心のある方などが集い、情報交換や相談、交流を行う認知症カフェを、「ふらっとカフェ」(五泉地区)、「オレンジカフェさくら」(村松地区)などを開催し、運営を行います。

3 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進

認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り手助けする、認知症サポーターを養成します。また地域で認知症の人や家族を支える「チームオレンジ」の立ち上げ支援を行います。そのために、チームオレンジを支える人材育成（認知症サポーターステップアップ講座開催）に取り組みます。



※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

第3節 ささえあう地域づくりの推進(生活支援体制整備事業)

1 生活支援コーディネーターの配置

本市においても、地域のつながりが希薄化するなかにあって、住民どうしの支え合い、共助のしくみを作っていくことが、私たちの五泉市を住みやすいまちにしていくための重要課題となっています。

これまでも、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできましたが、本計画では、高齢者のみならず、障がいのある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアシステムの更なる充実を目指します。

2 協議体の設置

生活支援・介護予防のサービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的に設置します。生活支援コーディネーター組織的な補完や、地域づくりにおける意識の統一や情報交換、情報の見える化の推進をおこないます。

五泉市生活支援体制整備協議体

協議体は住民が主体となって「地域にこんなことがあったらいい」を実現させるために話し合う場です。

【五泉市】

- ・サービス等構築に係る経済的支援
- ・サービス構築時の技術的助言
- ・企業、団体等との連携支援
- ・先進事例等の情報提供 など



【生活支援コーディネーター（SC）】

市と連携し、協議体の活動を支援します。



協議体は、地域住民や地域の活動団体など、活動意欲のある人で構成します。
地域住民の皆さんは、協議体により生み出される支え合い活動などの担い手としてもご活躍いただきます。

地域が抱える困りごとや地域ニーズの把握

既にある支え合い活動など、社会資源の把握

まちの将来ビジョンの設定

必要な支え合い活動、生活支援サービス等の創出



ワイワイ・ガヤガヤ雑談しながら、色々なアイデアを出し合い、地域の支え合い体制をつくりあげていきます。
生活支援サービスは、必要に応じて民間企業など、外部の団体の協力を得ながら地域ニーズにマッチしたサービスを構築します。

地域特性・伝統など

住民ニーズ

地域の人材

第4節 医療と介護の連携強化

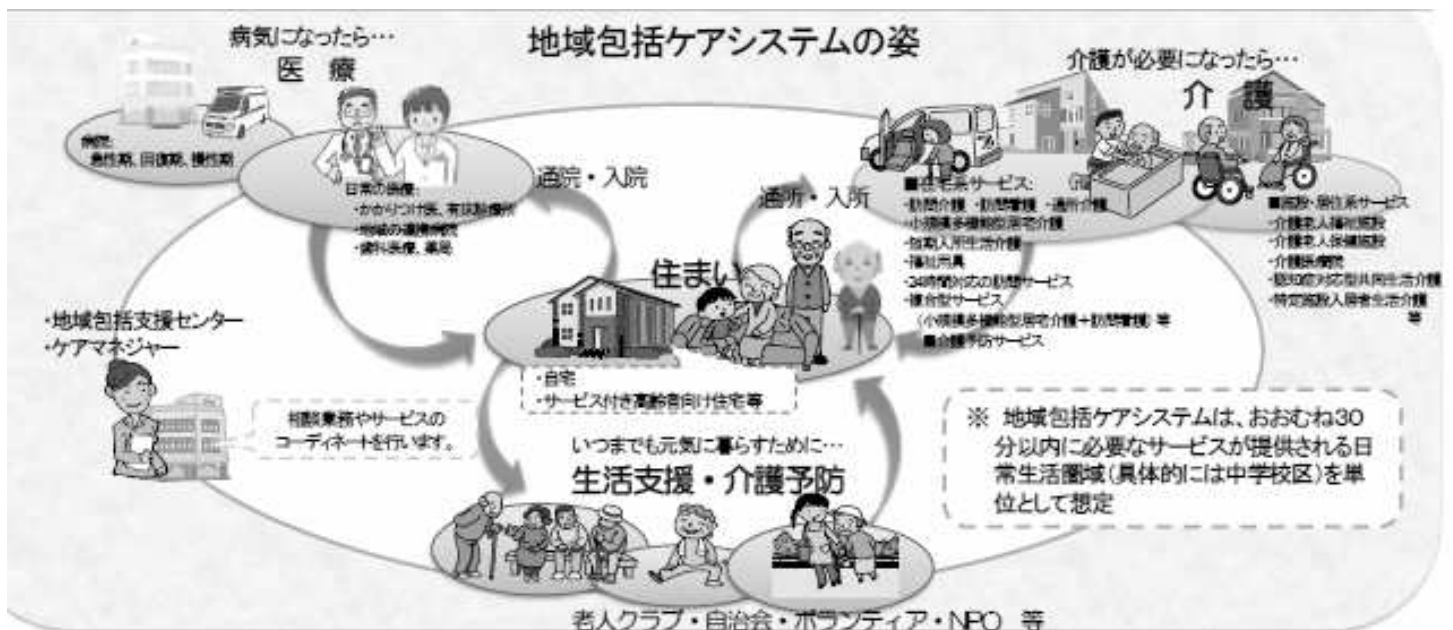
今後、高齢者人口が増えていくことに伴い、医療を必要とする高齢者も必然的に増えていきます。本市内にある入院医療施設において、限られた社会資源である病床を最大限に活用するために、在宅医療を推進していくことが重要です。また、医療を必要とする高齢者と家族を24時間365日支えるためには、医療と介護が連携して支援することが求められます。

本市では、五泉市東蒲原郡医師会をはじめとする関係各団体、事業者とともに、医療と介護の連携を強化し、体制を整備していきます。

1 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護との連携について関係者の相互理解を深め、地域の課題を共有し、連携を強化するための取り組みを行います。

日常生活療養支援や急変時の対応、入退院時や看取りの支援など、様々な場面で在宅医療と介護がそれぞれの役割分担をし、緊密な連携がはかれるよう、五泉市在宅医療・介護ネットワークの会を中心に研修会等を実施します。



図：厚生労働省 「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3」



図：厚生労働省 「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3」

2 情報共有の支援「いずみネット」

「いずみネット」とは、自宅等で充実した医療・介護サービスを受けられるために、身体や生活の状況等の情報や提供されたサービスの内容等を医療・介護関係者間において、的確に共有することを目的に整備されたシステムです。

このシステムを用いて患者の様子や状態の変化を支援者が共有することで、連携による質の高いサービスが提供できるよう、五泉市東蒲原郡医師会と協力してシステムの活用を推進します。

3 市民への普及啓発(市民公開講座)

在宅医療は、市民の理解なしには進めていくことはできません。かつては一般的だった在宅での終末期療養を含め、市民が人生の最終段階をどのように過ごしたいのか、在宅医療に関する市民の理解を促進する講座を開催し、療養に関する選択肢のなかから市民が自己決定できるよう啓発を行います。

第5節 健康増進と介護予防

1 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する事業です。

(1) 一般介護予防

① 介護予防教室の開催

一般介護予防事業として行っている教室は、人気があり参加者が増えている教室がある一方で、参加者が固定化している教室もあります。今後も、参加者やボランティアなどの関係者と意見交換を行いながら、より良い形での開催を検討し、新たに参加したい人が選択して参加できる場を増やしていきます。

○事業の実施状況と見込み

延参加人数（人）		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
転倒 予防 教室	【五泉地区】 ころばん塾	385	601	500	500	500	500
	【村松地区】 リフレッシュ 教室	143	273	360	360	360	360
筋力 向上 教室	【五泉地区】 筋力向上教室	68	57	81	80	80	80
	【村松地区】 筋力向上教室	34	52	53	50	50	50
日常 生活 訓練 事業	男の料理教室	35	67	90	90	90	90

② 常設型の通いの場(きなせや悠遊館・いきいきシニアプラザむらまつ)

平成29年2月に高齢者が楽しみや張り合いをもって通える居場所として、「いきいきシニアプラザむらまつ」を開設しました。また令和4年度からきなせや悠遊館も常設型の通いの場として生まれ変わり、歌や軽運動、ゲーム、小物作り等のプログラムを通じて、楽しみながら行える介護予防を推進していきます。

延参加人数（人）		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
きなせや悠遊館		1,714	1,279	1,200	1,440	1,440	1,440
いきいきシニアプラ ザむらまつ		885	1,027	1,100	1,200	1,200	1,200

③ 通いの場の創出

介護予防教室終了後も活動的な状態を維持するため、多様な通いの場を創出することが必要です。自主活動グループの活動が継続するよう支援していきます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

五泉市では日常生活に支障のある生活行為の要因、疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通し、要支援者等の有する能力を最大限に引き出す方法について検討するため、自立支援型地域ケア会議にリハビリテーション専門職が助言者として関与する仕組みがあります。今後、地域ケア会議だけでなく、令和4年度から一新した通所型サービスや地域の通いの場とも連動し、効果的な介護予防や利用者の自立支援に向けて取り組みを進めていきます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス事業(実績と計画値)

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスを実施します。

○事業の実績と見込み

利用者数（人）	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	119	107	110	109	111	112

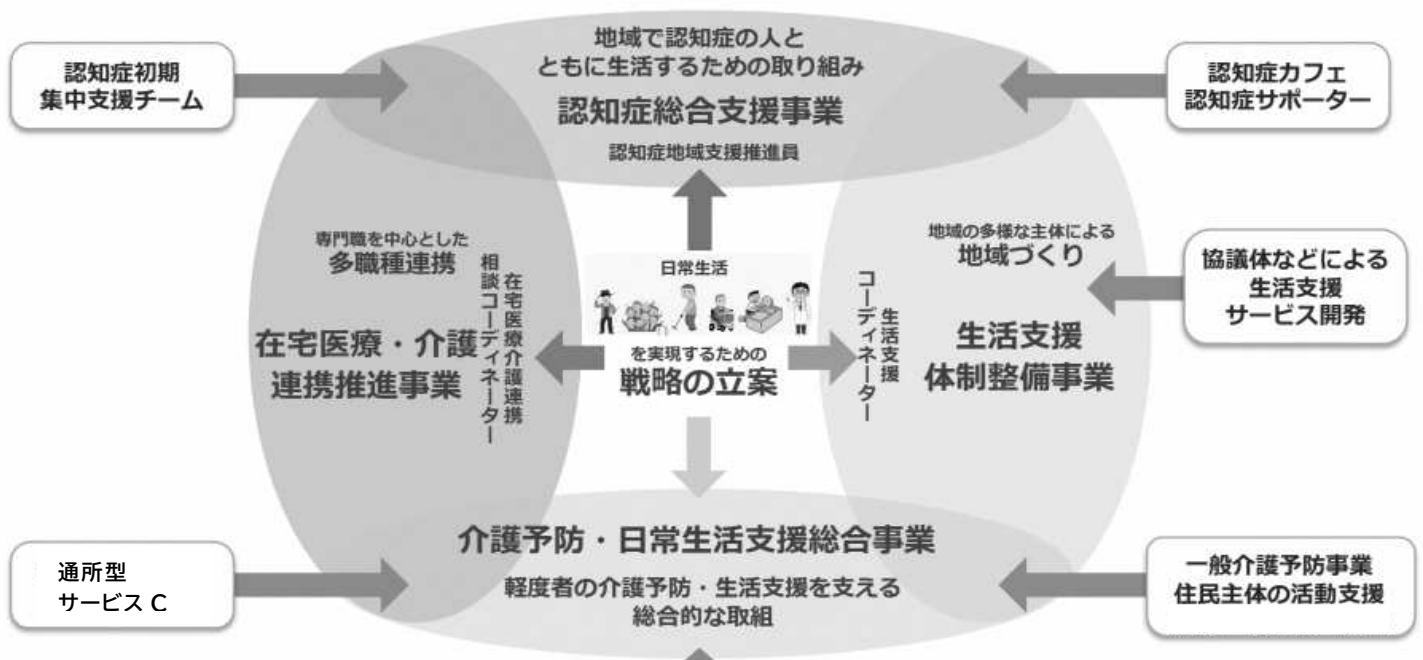
② 通所型サービス事業(実績と計画値)

利用者数（人）		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護相当サービス		333	352	340	337	343	345
通所 C	元気パワーアップ教室	—	24	24	25	26	26

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

KDB(国保データベース)システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握を行い、事業の企画や調整、分析を行います。地域の保健・医療専門職等と連携し、個別の健康課題のある高齢者への支援、また通いの場等においてフレイル予防に着目した支援を行います。

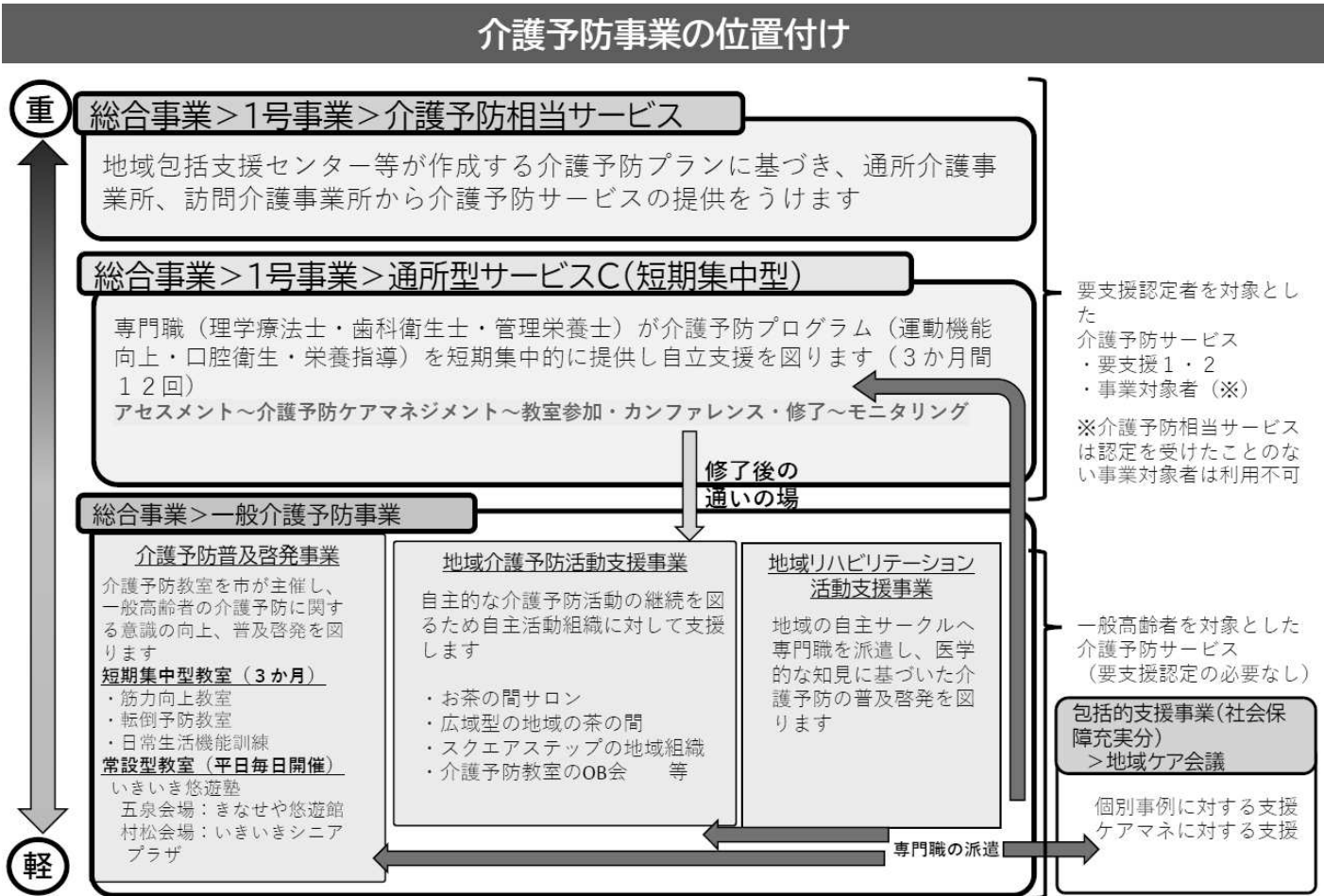
<地域支援事業から見た各事業の関係>



図：厚生労働省 「地域支援事業における事業間連動 令和4年度 地域づくり加速化事業（全国研修）」

※一部改変あり

< 介護予防事業の位置づけ >



第5章 高齢者の生活を支えるためのとりくみ

「支える・支えられる」の固定的な関係にとらわれることなく、高齢者が地域社会のなかで各種活動に参加しやすい環境を整備し、人と人、人と社会がつながる多様な関係性のなかで生きがいを持って暮らしていくことのできるまちづくりを推進します。

第1節 高齢者の生きがい活動のための取組

1 敬老事業・金婚式事業

敬老会や金婚式の開催などにより市民全体が高齢者の福祉についての理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることで、活力ある長寿社会の実現を目指します。

2 健康農園事業

高齢者の生きがい対策と健康づくりを目的として、市内に健康農園を2箇所設けています。

第2節 高齢者の社会活動への参加の促進

1 シルバー人材センター支援事業

シルバー人材センターは、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に事業を展開しています。

今後も就業の場を求める高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の活力ある地域社会づくりを促進するため、シルバー人材センターの事業運営を支援していきます。

2 老人クラブに対する支援

老人クラブ組織は、高齢者自身が地域社会における役割を見だし、生きがいをもって積極的に社会に参加していくための重要な基盤です。会員数と団体数の維持と確保に向け、今後も本事業を継続し、老人クラブ事務局と協力体制を築きながら支援を実施します。

3 集会施設等改修補助金

地域住民の福祉の向上に寄与するため、町内会等が集会施設に手すりの取り付けや段差解消等のバリアフリー化を行う場合にその費用の一部を補助します。

4 ごせん乗合タクシー「さくら号」回数券購入助成事業

高齢者が気軽に買い物や通院、公共施設等を利用できるよう利便性の向上と外出の機会を確保するため、ごせん乗合タクシー回数券を購入した際に1回分の無料乗車券を助成します。

5 馬下保養センター運営管理事業

地域の高齢者が明るく豊かな生活を送り、健康づくりの場、憩いの場・交流の場として活用されるよう、利用者ニーズに即した管理運営を行うとともに、更なる利用促進に向けて情報発信に努めます。

6 老人福祉センター維持管理事業

老人福祉センターを五泉圏域及び村松圏域に、それぞれ1カ所設置しています。公衆浴場の代替、あるいは高齢者の自主的な学習・憩いの場として利用されています。今後も、利用者ニーズに即した管理運営を行うとともに、更なる利用促進に向けて情報発信に努めます。

○老人福祉センターの整備状況

日常生活圏域	設置数	施設名称
五泉圏域	1	老人福祉センター翠泉園
村松圏域	1	村松老人福祉センターかがやきの郷

第3節 在宅生活を支えるサービスの実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅生活を継続するための支援や介護者の負担の軽減を図るための福祉サービスを実施します。

Ⅰ 家族支援事業

事業名	事業内容
家族介護者支援事業	要介護2以上の高齢者を自宅で介護している家族に市内の公共温泉施設で使える割引券を支給します。
在宅寝たきり老人等介護手当扶助金	在宅で常時おむつを使用している寝たきり高齢者等を介護している家族に介護手当扶助金を支給します。
介護者のつどい	家族ならではのさまざまな悩みや思いを話し合ったり、お互いの立場を理解したうえでアドバイスしたりなど、家族のための交流会です。五泉圏域、村松圏域で月に1回開催しています。
介護用品支給事業	要介護4～5の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に、介護用品券を支給します。

2 高齢者生活支援事業

事業名	事業内容
軽度生活援助事業	一人暮らし高齢者等に対し、安心して在宅で暮らせるように、買い物や外出時の付添、家屋内の整理など日常生活上必要と認める軽易な作業について援助をします。
緊急通報装置貸与事業	在宅の一人暮らし高齢者に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
高齢者ショートステイ事業	在宅での日常生活が緊急的・一時的に困難になった場合に、養護老人ホームを利用した短期間の宿泊による支援を行います。
高齢者生活安全訪問事業	地域との交流が少ない一人暮らし高齢者に対して、安否確認等のため定期的に訪問又は電話連絡を行います。一人暮らし高齢者は年々増加傾向にあるため、今後も需要は増していくと思われれます。
老人世帯等雪おろし援助事業	自力で雪おろしができない一人暮らし高齢者等へ、雪おろし費用の一部を補助します。
ひとり暮らし高齢者緊急医療情報キット配布事業	かかりつけ医療機関や緊急連絡先等の情報保管キットを、民生委員を通して配布し、緊急時に役立てます。
福祉電話設置事業	電話のない低所得の一人暮らし高齢者に対し電話を設置し、福祉増進を図ります。
地域ふれあい事業	高齢者の自立の促進と介護者の介護負担の軽減が図られるよう、介護用ベッドのレンタルを行います。
高齢者・障がい者向け安心住まいの整備補助金	介護保険の住宅改修に上乘せする形で補助金を支給し、高齢者や障がい者が安心して自立した生活ができるように、在宅環境を整えることができるよう支援します。
高齢者・障がい者向け住宅整備資金貸付	高齢者又は障がい者のいる世帯が、身体状況に適した住宅に増改築等する際に要する資金の貸付けを行います。
ひとり暮らし高齢者老人福祉センター無料利用券交付事業	一人暮らし高齢者に対し老人福祉センターの無料利用券を交付し、健康とうるおいある日常生活の実現と、老人福祉の増進を図ります。
高齢者及びひとり親家庭公衆浴場無料入浴事業	家庭内に入浴設備のない高齢者及びひとり親家庭に公衆浴場及び老人福祉センターの無料入浴券を交付し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。

3 在宅介護支援事業

事業名	事業内容
高齢者緊急短期入所サービス事業	在宅での日常生活に支障がある高齢者について、身体上若しくは、精神的状況、在宅環境の状況を勘案し緊急で入所が必要な高齢者を支援します。
認知症高齢者介護支援事業(要介護者支援事業)	認知症により介護が困難な方について、介護保険に上乗せしてサービスが利用できるよう支援しています。
訪問理美容サービス事業	理髪店や美容院での散髪が困難な在宅の寝たきり高齢者に対して、在宅でのサービスが受けられるように支援します。

4 任意事業

事業名	事業内容
食の自立支援事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で「食」に関する支援が必要であると認められた人を対象として、栄養改善や見守りを目的として、健康で自立した生活を継続することができるよう支援します。

第4節 安心できる住環境の確保

1 生活支援ハウス運営事業

身の回りのことは自分でできるけれども、一人で生活が続けることが不安な低所得の高齢者を対象とした施設として「生活支援ハウスすもとの里」があります。

今後も、入所判定会議を行い入所の要否を決定して、必要とする高齢者の住まいの確保を実施します。

○生活支援ハウスの整備状況

	令和5年度末時点	必要見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	1	1	1	1
定員	17	17	17	17

2 養護老人ホーム入所措置事業

在宅での日常生活に支障がある高齢者について、身体上若しくは精神的状況、在宅環境の状況、経済状況などを総合的に勘案して、入所判定会議を行い「養護老人ホーム桜花寮」へ入所措置を行います。老人福祉法に定められた市町村の措置事務として実施しています。

今後も、民生委員などと緊密な連携を図り、要保護高齢者の把握に努めるとともに個別ケースに応じた支援を実施します。

○養護老人ホームの整備状況

	令和5年度末時点	必要見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	1	1	1	1
定員	100	100	100	100

3 有料老人ホーム等設置状況の把握

全国的に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、居住支援の一環として、県と連携してこれらの設置状況を把握します。また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型）	-	-	-
有料老人ホーム（介護型）	-	-	-
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	1	-	23
サービス付き高齢者向け住宅（有料非該当）	-	-	-

第6章 安定的な介護サービスの提供

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を安定的に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。

第1節 介護基盤の整備計画と必要定員数

できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型サービスの提供基盤の充実を図ります。

第8期計画期間においては、介護者が就労を継続しながら在宅での介護を継続できるよう、小規模多機能型居宅介護事業所を整備しました。また、他市町村と比較して事業所数が少ない認知症対応型共同生活介護事業所についても整備し、認知症高齢者の地域での生活の継続を支援しています。

第9期計画期間については、第8期期間の施設整備計画が概ね予定通り完了したこと、要介護認定者の動向に大きな増加がないこと、令和4年度に実施した特別養護老人ホームへの入所申込者状況調査の結果により、在宅における介護3以上の待機者の人数が減少していることなどから、新規の施設整備は行わないこととします。

今後も、高齢者人口や要介護認定者の動向を見据えながら、地域全体としての地域全体として適切なサービス提供量を確保できるように努めます。

なお、施設整備を検討するにあたっては令和22年の高齢者人口や要介護認定者数の推移を見据えて計画しています。

○介護保険施設等の定員数

	箇所数	令和5年度末時点	整備計画			令和8年度末時点	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度		
特別養護老人ホーム	箇所数	6	—	—	—	6	
	定員	442	—	—	—	442	
うちユニット型	箇所数	2	—	—	—	2	
	定員	120	—	—	—	120	
介護老人保健施設	箇所数	1	—	—	—	1	
	定員	90	—	—	—	90	
介護医療院	箇所数	0	—	—	—	0	
	定員	0	—	—	—	0	
介護療養型医療施設	箇所数	0	—	—	—	0	
	定員	0	—	—	—	0	
特定施設 (地域密着型を含む)	箇所数	0	—	—	—	0	
	定員	0	—	—	—	0	
地域密着型サービス	地域密着型特別養護老人ホーム	箇所数	4	—	—	4	
		定員	116	—	—	116	
	五泉圏域	箇所数	2	—	—	2	
		定員	86	—	—	86	
	村松圏域	箇所数	2	—	—	2	
		定員	58	—	—	58	
	うちユニット型	箇所数	4	—	—	4	
		定員	116	—	—	116	
		五泉圏域	箇所数	2	—	—	2
			定員	58	—	—	58
		村松圏域	箇所数	2	—	—	2
			定員	58	—	—	58
	認知症対応型共同生活介護	箇所数	8	—	—	8	
		定員	99	—	—	99	
		五泉圏域	箇所数	3	—	—	3
			定員	36	—	—	36
村松圏域		箇所数	5	—	—	5	
		定員	63	—	—	63	
小規模多機能型居宅介護	箇所数	9	—	—	9		
	五泉	箇所数	5	—	—	5	
	村松	箇所数	4	—	—	4	

※第9期事業計画期間中の介護保険施設整備は見込みません

第2節 介護保険サービスの見込み

1 居宅サービス

居宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが居宅サービスです。要支援1と要支援2の方を対象とする介護予防サービス（予防給付）、要介護1から要介護5までの方を対象とする居宅サービス（介護給付）に区分されています。

第8期での利用実績及び本計画での要介護等認定者数の推計値をもとに、以下のサービス見込量を算出しました。

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、食事づくりなどの生活支援を行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	261	256	241	245	250	253
利用回数(回)	5,686	6,152	5,935	7,406	7,583	7,693
利用回数 計画値(回)	6,675	6,816	6,966			
対計画比	77.0%	83.0%	85.2%			

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

	実 績			計 画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予 防 給 付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	
	利用回数(回)	1	0	0	0	0	
	利用回数 計画値(回)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数(人)	13	15	15	18	19	
	利用回数(回)	58	64	77	106	112	
	利用回数 計画値(回)	55	55	55			
	対計画比	105.5%	116.4%	140.0%			

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

医学的な管理が必要な在宅療養者などが安定した療養生活を送ることができるよう、看護師や理学療法士などが居宅を訪問し、医師の指示に基づいた病状の観察や、心身機能や生活機能の維持回復をめざすものです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	22	27	31	36	37	37
	利用回数(回)	114	139	198	226	233	233
	利用回数 計画値(回)	123	123	123			
	対計画比	92.7%	113.0%	161.0%			
介護給付	利用人数(人)	81	90	100	104	106	109
	利用回数(回)	474	539	606	602	615	633
	利用回数 計画値(回)	550	574	593			
	対計画比	86.2%	93.9%	102.2%			

(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などが、居宅を訪問して必要リハビリテーションを行うことにより心身機能の維持回復を図るものです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回)	0	0	0	0	0	0
	利用回数 計画値(回)	57	57	57			
	対計画比	-	-	-			
介護給付	利用人数(人)	1	1	1	1	1	1
	利用回数(回)	9	9	8	8	8	10
	利用回数 計画値(回)	100	100	108			
	対計画比	9.0%	9.0%	7.4%			

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な方の居宅を訪問し、療養上の管理指導により療養生活の質の向上を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	7	7	12	9	9	9
	利用人数 計画値(人)	21	21	21			
	対計画比	33.3%	33.3%	57.1%			
介 護 給 付	利用人数(人)	63	75	93	97	98	100
	利用人数 計画値(人)	60	60	60			
	対計画比	105.0%	125.0%	155.0%			

(6) 通所介護

できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所介護施設(デイサービスセンター)に通い、日常生活の世話(入浴や食事など)や、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用人数(人)	681	644	587	574	585	590
	利用回数(回)	6,729	6,307	5,734	5,870	5,986	6,039
	利用回数 計画値(回)	7,501	7,596	7,655			
	対計画比	89.7%	83.0%	74.9%			

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などに通い、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士などが必要なリハビリテーションを提供することで、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
予防給付	利用人数(人)	45	57	73	76	77	77		
	利用人数 計画値(人)	63	63	64					
	対計画比	71.4%	90.5%	115.6%					
	利用人数(人)	134	128	122				119	122
利用回数(回)	1,073	993	900	1,240				1,279	1,288
介護給付	利用回数 計画値(回)	1,009	1,022	1,030					
	対計画比	106.3%	97.2%	87.4%					

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などの介護施設に短期間入所し、介護や機能訓練を受けることで、利用者の身体機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
予防給付	利用人数(人)	7	8	7	11	11	11		
	利用日数(日)	35	42	34	62	62	62		
	利用日数 計画値(日)	52	53	53					
	対計画比	67.3%	67.3%	64.2%					
利用人数(人)	310	263	229	215				220	222
利用日数(日)	3,836	3,228	2,746	2,366				2,425	2,453
介護給付	利用日数 計画値(日)	3,776	3,910	3,988					
	対計画比	101.6%	82.6%	68.9%					

(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリテーションなどの介護を受け、療養生活の質の向上と心身機能の維持回復を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(日)	0	3	0	0	0	0
	利用日数 計画値(日)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介護給付	利用人数(人)	6	6	8	5	5	5
	利用日数(日)	47	56	97	32	32	32
	利用日数 計画値(日)	52	52	52			
	対計画比	90.4%	107.7%	186.5%			

(10) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下して日常生活に支障がある人の自立を支援するため、介護ベッド、車椅子、歩行器などの福祉用具を借りることができるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	263	277	277	287	292	293
	利用人数 計画値(人)	256	267	278			
	対計画比	102.7%	103.7%	99.6%			
介護給付	利用人数(人)	760	746	730	734	751	758
	利用人数 計画値(人)	788	800	810			
	対計画比	96.4%	93.3%	90.1%			

(11) 特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

腰掛便座、入浴補助用具などの購入費の一部が支給されるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	4	5	4	5	5	5
	利用人数 計画値(人)	5	5	5			
	対計画比	80.0%	100.0%	80.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	13	12	13	12	12	12
	利用人数 計画値(人)	15	15	15			
	対計画比	86.7%	80.0%	86.7%			

(12) 住宅改修費／介護予防住宅改修

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替えなど、住宅改修の費用の一部が支給されるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	6	5	6	6	6	6
	利用人数 計画値(人)	8	8	8			
	対計画比	75.0%	62.5%	75.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	10	11	15	11	11	11
	利用人数 計画値(人)	15	15	15			
	対計画比	66.7%	73.3%	100.0%			

(13) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所の指定を受けた有料老人ホームなどに入所している方が、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	6	4	3	4	4	4
	利用人数 計画値(人)	11	12	13			
	対計画比	54.5%	33.3%	23.1%			
介護給付	利用人数(人)	19	27	27	30	30	30
	利用人数 計画値(人)	22	24	26			
	対計画比	86.4%	112.5%	103.8%			

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

介護支援専門員が、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整などを行います。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	298	324	331	345	351	353
	利用人数 計画値(人)	288	288	289			
	対計画比	103.5%	112.5%	114.5%			
介護給付	利用人数(人)	1,196	1,168	1,092	1,072	1,094	1,106
	利用人数 計画値(人)	1,260	1,270	1,281			
	対計画比	94.9%	92.0%	85.2%			

2 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービスです。原則として、市内在住の人だけが利用できます。本市がサービス事業者を指定及び指導・監査を行います。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第8期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的巡回や通報での訪問により、入浴、食事の提供などの日常生活の世話を受けるサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第8期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

(3) 地域密着型通所介護

できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、小規模の通所介護施設(デイサービスセンター)に通い、日常生活の世話(入浴や食事など)や、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	117	112	113	107	109	110
	利用回数(回)	967	894	922	894	911	919
	利用回数 計画値(回)	1,043	1,051	1,059			
	対計画比	92.7%	92.7%	87.1%			

(4) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、日常生活の世話（入浴や食事など）や、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。認知症の症状の進行の緩和に資するように目標を設定し、それに基づいたサービスが提供されます。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回)	0	0	0	0	0	0
	利用回数 計画値(回)	3	3	3			
	対計画比	-	-	-			
介護給付	利用人数(人)	29	32	39	31	31	32
	利用回数(回)	250	278	323	298	298	309
	利用回数 計画値(回)	334	355	364			
	対計画比	74.9%	78.3%	88.7%			

(5) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「訪問」「通い」「泊り」の組み合わせにより、日常生活上での世話、機能訓練を行い、能力に応じた居宅での自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	22	28	38	46	47	47
	利用人数 計画値(人)	23	30	30			
	対計画比	95.7%	93.3%	126.7%			
介護給付	利用人数(人)	174	156	181	196	200	201
	利用人数 計画値(人)	195	246	249			
	対計画比	89.2%	63.4%	72.7%			

(6) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受け、能力に応じ自立した日常生活を送れるようにするサービスです。利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう、心身の状況をふまえて適切に行われます。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	1	2	5	6	6	6
	利用人数 計画値(人)	2	2	3			
	対計画比	50.0%	100.0%	166.7%			
介護給付	利用人数(人)	71	71	79	92	93	94
	利用人数 計画値(人)	72	81	98			
	対計画比	98.6%	87.7%	80.6%			

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員の少ない有料老人ホーム、ケアハウスなどで、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第8期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用人数(人)	132	115	117	116	116	116
	利用人数 計画値(人)	116	116	116			
	対計画比	113.8%	99.1%	100.9%			

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて一体的に提供するサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第8期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

3 施設サービス

介護保険施設に入所又は入院して介護を受けるサービスです。
市内の施設と市外の施設の利用者数を見込みます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

心身上・精神上著しい障がいがあり、常時介護を必要とし在宅介護が困難な方が入所し、介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	461	478	473	485	485	485
	利用人数 計画値(人)	489	489	489			
	対計画比	94.3%	97.8%	96.7%			

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

病気やけがなどの治療後に心身機能の回復のための支援が必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーションなどを提供するサービスです。在宅復帰を目指してサービス提供がされます。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	257	243	238	233	233	233
	利用人数 計画値(人)	238	238	238			
	対計画比	108.0%	102.1%	100.0%			

(3) 介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。平成30年4月に新設された施設で、介護療養型医療施設からの転換が想定されます。

本市に当該施設は立地していませんが、同一の老人福祉圏域等に立地する施設の利用を見込むこととします。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	1	2	5	3	3	3
	利用人数 計画値(人)	10	10	10			
	対計画比	10.0%	20.0%	50.0%			

(4) 介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方が入所(入院)し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどを受けることができるサービスです。国の制度改革により令和5年度をもって介護医療院等へ転換期間が終了しました。

本市では当該施設が平成29年度末に医療病床に転換したため、実績のみの記載とします。

○サービスの利用実績

(1か月当たり)

		実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護 給付	利用人数(人)	0	0	0
	利用人数 計画値(人)	0	0	0
	対計画比	-	-	-

第3節 第1号被保険者の保険料算定

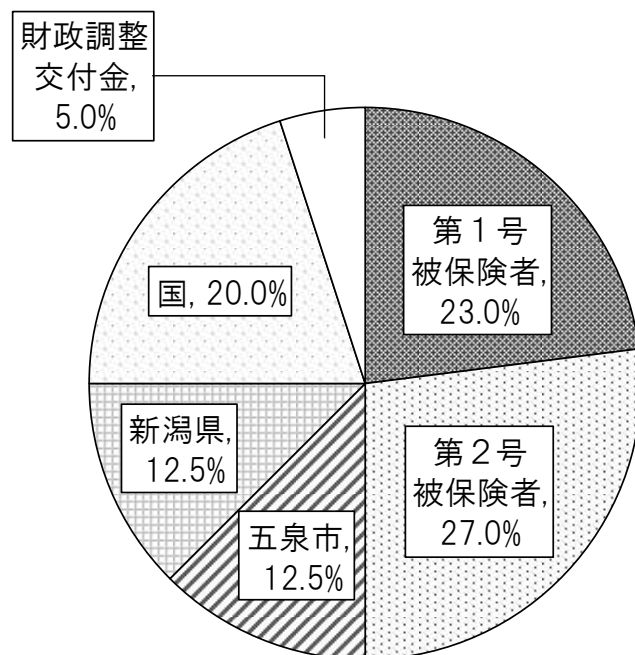
1 介護保険の財源構成

介護保険事業の財源は、国、新潟県、本市による公費負担と、40～64歳の「第2号被保険者」と65歳以上の「第1号被保険者」の保険料によってまかなわれており、計画期間における財源の確保は、介護保険事業の健全な運営に最も重要となります。

そのため、本市では第8期事業計画（令和3年度～令和5年度）におけるサービス利用実績をもとに、本計画期間（令和6年度～令和8年度）におけるサービス提供に必要な金額を国から示された「地域包括ケア「見える化」システム・将来推計」で算定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。

なお、財源構成に関し、第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となり、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分以上が被保険者の負担となります。また、国負担部分のうち5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための「財政調整交付金」として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下し、その結果として、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■ 標準給付費の負担割合



2 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの本市におけるサービス給付費見込額は、次のとおりとなります。

(1) 介護予防サービスの給付費見込額

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	12,613	13,041	13,041	38,695
③ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
④ 介護予防居宅療養管理指導	1,082	1,082	1,082	3,246
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	29,120	29,629	29,629	88,378
⑥ 介護予防短期入所生活介護	5,330	5,330	5,330	15,990
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	2,891	2,891	2,891	8,673
⑨ 介護予防福祉用具貸与	18,100	18,421	18,479	55,000
⑩ 介護予防福祉用具購入	2,126	2,126	2,126	6,378
⑪ 介護予防住宅改修	7,332	7,332	7,332	21,996
⑫ 介護予防支援	18,702	19,028	19,136	56,866
介護予防サービス給付費計	97,296	98,880	99,046	295,222

(2) 居宅サービスの給付費見込額

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
① 訪問介護	244,821	250,784	254,602	750,207
② 訪問入浴介護	15,723	16,603	16,603	48,929
③ 訪問看護	45,170	46,111	47,585	138,866
④ 訪問リハビリテーション	271	296	368	935
⑤ 居宅療養管理指導	10,566	10,680	10,933	32,179
⑥ 通所介護	558,551	570,238	575,739	1,704,528
⑦ 通所リハビリテーション	111,822	115,919	116,647	344,388
⑧ 短期入所生活介護	237,583	243,470	246,470	727,523
⑨ 短期入所療養介護	4,309	4,309	4,309	12,927
⑩ 特定施設入居者生活介護	73,339	73,339	73,339	220,017
⑪ 福祉用具貸与	108,956	111,806	113,090	333,852
⑫ 福祉用具購入	5,282	5,282	5,282	15,846
⑬ 住宅改修	10,073	10,073	10,073	30,219
⑭ 居宅介護支援	190,566	194,662	196,947	582,175
居宅サービス給付費計	1,617,032	1,653,572	1,671,987	4,942,591

(3) 地域密着型サービスの給付費見込額

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,496	1,496	1,496	4,488
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	74,902	76,617	77,193	228,712
④ 認知症対応型通所介護	35,810	35,810	37,268	108,888
⑤ 小規模多機能型居宅介護	439,978	449,351	452,036	1,341,365
⑥ 認知症対応型共同生活介護	271,285	274,118	276,967	822,370
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	410,890	410,890	410,890	1,232,670
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	3,502	3,502	3,502	10,506
地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	35,678	36,683	36,683	109,044
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	16,528	16,528	16,528	49,584
地域密着型サービス給付費計	1,290,069	1,304,995	1,312,563	3,907,627

(4) 施設サービスの給付費見込額

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
① 介護老人福祉施設	1,536,515	1,536,515	1,536,515	4,609,545
② 介護老人保健施設	732,893	732,893	732,893	2,198,679
③ 介護医療院	13,696	13,696	13,696	41,088
施設サービス給付費計	2,283,104	2,283,104	2,283,104	6,849,312

3 標準給付費見込額

○各年度の標準給付費見込額 (円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費 ※一定以上所得者負担の調整後	5,287,501,000	5,340,551,000	5,366,700,000	15,994,752,000
特定入所者介護サービス費等 給付額 ※資産等勘案調整後	280,749,733	284,381,574	286,324,185	851,455,492
高額介護サービス費等給付額	118,868,563	120,406,274	121,228,770	360,503,607
高額医療合算介護サービス費 等給付額	13,501,605	13,676,265	13,769,688	40,947,558
算定対象審査支払手数料	3,499,200	3,499,200	3,499,200	10,497,600
審査支払手数料支払件数(件)	64,800	64,800	64,800	194,400
標準給付費見込額	5,704,120,101	5,762,514,313	5,791,521,843	17,258,156,257

4 地域支援事業費見込額

○各年度の地域支援事業費見込額 (円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	275,301,248	276,909,253	275,849,480	828,059,981
介護予防・日常生活支援 総合事業	169,387,289	171,659,293	171,924,916	512,971,498
包括的支援事業・任意 事業	103,194,959	102,530,960	101,205,564	306,931,483

5 第1号被保険者保険料の算定

(1) 保険料基準額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費を合計した標準給付費、さらに地域支援事業に要する費用から構成されます。

一方、事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

また、介護給付費準備基金については、今後の将来負担を鑑みながら保険料の上昇を抑制するため、必要に応じて取り崩しを行い、給付費の一部に充当することとします。

保険料の第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり年額●●●●●円（月額●●●●●円）と算定されます。

○保険料基準額の推計

(円)

A	標準給付費見込額	17,258,156,257 円
B	地域支援事業費見込額	828,059,981 円
C	第1号被保険者負担分(23%) $(A+B) \times 23\%$	4,159,829,735 円
D	介護給付費財政調整交付金相当額	888,556,388 円
E	介護給付費財政調整交付金見込額	1,159,664,000 円
F	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	17,000,000 円
G	介護給付費準備基金取崩額	調整中
H	保険料収納必要額 $C - (E - D) - F - G$	
I	予定保険料収納率	
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数	
K	保険料見込額(年額) $H \div I \div J$	
L	保険料見込額(月額) $K \div 12$	

※介護給付費財政調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム」による試算値

この計画書案の数値は令和5年11月時点の数値であり、令和5年12月22日に公表された国の介護保険料の見直し及び介護報酬改定より変更となります。

(2) 所得段階別保険料

第9期計画では、国の標準乗率に合わせ所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うため13段階の所得区分で算定します。

世帯非課税（第1段階から第3段階）については負担の軽減を図ります。第6段階以上は負担能力に応じた保険料率を設定します。

各段階の保険料については、基準額である第5段階に各段階の負担割合を乗じて算出しました。

また、月額保険料額は、年額保険料を12で除して算出した額が基本となります。

○所得段階別保険料

段階 (乗率)	対象者	保険料	
第1段階	・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯で、本人が老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円以下	調 整 中 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	
第2段階	・市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円超120万円以下		
第3段階	・市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額120万円超		
第4段階 (0.90)	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円以下		
第5段階 (1.00)	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税かつ第4段階以外		(基準額)
第6段階 (1.20)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が120万円未満		
第7段階 (1.30)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満		
第8段階 (1.50)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満		
第9段階	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が320万円以上410万円未満		
第10段階	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が410万円以上500万円未満		
第11段階	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が500万円以上590万円未満		
第12段階	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が590万円以上680万円未満		
第13段階	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が680万円以上		

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。

この計画書案の数値は令和5年11月時点の数値であり、令和5年12月22日に公表された国の介護保険料の見直し及び介護報酬改定より変更となります。

第4節 介護保険事業を円滑にするための方策

1 サービスの質の向上

(1) 指導・監査

本市に指定権限のある地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所（合計45事業所）について、年1回の集団指導と3年に1度の頻度を目標に運営指導を行っています。いずれも施設や事業者を支援し、サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ることに資する機会となっています。

今後も、広域型サービスに対する指定権を持つ県と連携しながら、サービスの質の確保と同時に保険給付の適正化を図ります。

(2) 運営推進会議への参加

地域密着型サービス事業所は、利用者家族や地域の代表及び市町村職員を交えて、運営推進会議を定期的を開催しています。

運営推進会議に市及び地域包括支援センターが参加し、事業所や地域住民と意見交換を行う「地域との連携のための会議」と位置付け、会議における議論や意見を取り入れることにより、適正な事業所運営やサービスの質の向上につなげるよう支援します。

(3) 外部機関による評価

地域密着型サービスのうち認知症対応型共同生活介護においては、事業所自らが実施する「自己評価」と評価機関が実施する「外部評価」から成るサービス評価を、原則として年に1回は実施することが義務付けられています。

また、小規模多機能型居宅介護は、これまで同様、事業所が自己評価を行い、公平・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みです。

他のサービス事業所においては、第三者機関が評価を行ない、事業所のサービスの質の向上を促すとともに、サービスを利用する方への情報提供・信頼性の確保を図ります。

(4) サービス事業者間の連携

介護サービス事業者間相互の連携、研修の場として、「五泉市介護支援専門員代表者会議」が開催されています。同会議に地域包括支援センターが参加することで活動を支援し、必要に応じて、市から情報提供を行う場にもなっています。

また、地域密着型サービスの事業者同士の情報交換の場を設け、小規模事業者が孤立せずにお互いに刺激を受けながら成長できるような議論が行われるよう支援します。

これら事業者間の連携機会に、本市も保険者として積極的に参画し、コーディネートするなど、質の向上に資する議論ができるよう、継続的に支援していきます。

2 介護給付適正化事業への取組

介護給付の適正化を計画的に推進するため、具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を定めることとされています。また、適正化事業の取組の更なる促進を図る観点から、実施する適正化事業について、各年度の目標を設定し、取り組み状況の「見える化」を図ることとされています。

本市においては、国が示す主要3事業を実施します。

(1) 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託した認定調査票の内容点検・確認を行います。一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析や、認定調査項目別の選択状況を全国の保険者と比較した分析等を行い、関係者に分析結果を通知します。

また、要介護認定調査の平準化に向けた取組として、同一事業所で調査を行うことは連続3回までとし、その後は市の認定調査員や他の事業所が調査をすることとします。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票の 点検・確認実施率 (%)	100	100	100	100	100	100

(2) ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が作成したケアプランについての点検を面談形式で実施します。地域包括支援センターの主任介護支援専門員の意見を踏まえ、ケアプランがケアマネジメントのプロセスに即して「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認することで、居宅介護事業所等の介護支援専門員の「気づき」を促します。

また、「訪問介護における同居家族がいる場合の生活援助の算定」や「認定有効期間の半数を超える短期入所の利用」等の市への協議の際に、事業所からケアプラン等の提出をしてもらい点検を行います。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
面談実施事業所数	6	6	8	8	8	8

(3) 住宅改修・福祉用具の点検

申請書類（図面・写真・理由書等）の確認により、利用者が在宅生活を継続するために適切な住宅改修・福祉用具であるかを点検します。必要に応じて、介護支援専門員や施工業者に対する確認を実施します。この取り組みにより不正な請求を抑制します。

また、リハビリテーション専門職の同行による訪問点検や地域ケア会議において事例検討を行い、住宅改修・福祉用具の適切な利用を促します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問点検実施件数 (回)	4	4	4	6	6	6
地域ケア会議における 点検実施回数(回)	1	1	1	1	1	1

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、医療給付との重複に関する点検を新潟県国民健康保険団体連合会に委託して実施します。請求内容の誤り等を早期に発見して事業所に適切な処置を促すことと、適正請求の注意喚起を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施月数	12か月	12か月	12か月	12か月	12か月	12か月

3 介護人材の確保

(1) 介護人材の確保・育成と定着支援

介護人材の不足が全国的な問題となっている中、県と連携し介護人材の確保に努めるとともに、事業所への集団指導および実地指導を通し、介護職員の処遇改善に関する取り組みについて指導助言を行い、現場で働く人の定着支援を行います。

また、若い世代に対して介護職の魅力をアピールするため、市内の中学生や高校生を対象に、高齢者福祉に関する出前講座や、高齢者施設での職場体験などのイベントを行います。

併せて、市や地域包括支援センターによる各種研修により、介護職の資質向上を図っていきます。

(2) 業務の効率化の推進

介護サービス事業者の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国の標準様式及び「電子申請・届出システム」使用の基本原則化に向けて準備を進めます。また、提出文書や手間に対し、申請様式の簡素化やホームページ・電子メールの有効活用を通して業務の効率化に努めることにより、介護サービスの質の向上を図ります。

高齢化の進展に伴う増加していく介護ニーズに対し限られた人材で効率的に介護サービスを提供するため、ICT機器や介護ロボットなどを活用した介護現場の業務の効率化を進めるため、国・県と連携し支援を行っていきます。

4 情報発信の強化

高齢者やその家族が必要とする支援を受けることができるよう、高齢者・福祉事業や相談窓口、サービス内容などについて必要な情報を常に提供できる環境を整えることが必要です。

このため厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」の活用や市の広報・パンフレット・ホームページ等を活用して、介護保険制度や保険料、事業所の情報などの情報を提供するほか、民生委員児童委員や医療機関、サービス事業者と連携した幅広い情報提供を行います。

5 災害や感染症対策に係る体制整備

(1) 災害に備えた高齢者に対する支援体制

災害時に支援が必要な方の安全が確保されるよう、災害時避難行動要支援者名簿の更新を進めるとともに、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等のネットワークづくりを進めます。

(2) 感染症対策に関する体制

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行に備え、五泉市新型コロナウイルス等対策行動計画に基づいた対策を講じます。県および市の防災部局等との連携により、必要な物資の備蓄、調達、輸送体制の確立に努めます。

(3) 事業所との連携

新市内の社会福祉法人等と締結している高齢者等要配慮者の避難生活支援の協力体制についての協定をもとに、災害発生時においては市内事業所等との連携体制により、高齢者に対する支援を行います。計画に基づいた避難訓練の実施状況についての必要に応じて指導を行います。

また、介護保険事業所に対して感染症対策についての周知啓発、研修等を実施します。感染症発生時には「五泉市感染症ネットワーク」による正確な情報共有を行うとともに、五泉市を所管する新津保健所との連携により、適切な対策を講じます。

災害時、感染症発生時においても必要とされる介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業所には業務継続計画の策定が義務付けられています。計画の策定、研修や訓練に関して必要な助言や支援を行います。

6 リハビリテーションサービス提供体制の整備

要介護者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへの切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

○リハビリテーションサービス提供事業所数（ストラクチャー指標）

サービス種別	事業所数
訪問リハビリテーション	0
通所リハビリテーション	2
介護老人保健施設	1
短期入所療養介護	1
介護医療院	0

○通所リハビリテーションの利用率の実績と目標（プロセス指標）

	実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用率	5.38	5.71	5.92	6.00	600	600

五泉市においてはリハビリテーションを提供する介護保険事業所は少ない状況であるため、市内の医療法人等との連携により必要なリハビリテーション提供量を確保していく必要があります。また、通所介護事業所が提供する機能訓練も生活期リハビリテーションとして有用であることから、これらの事業所も含めて、地域の適切なリハビリテーション提供体制の確立に努めます。

第7章 計画の推進体制

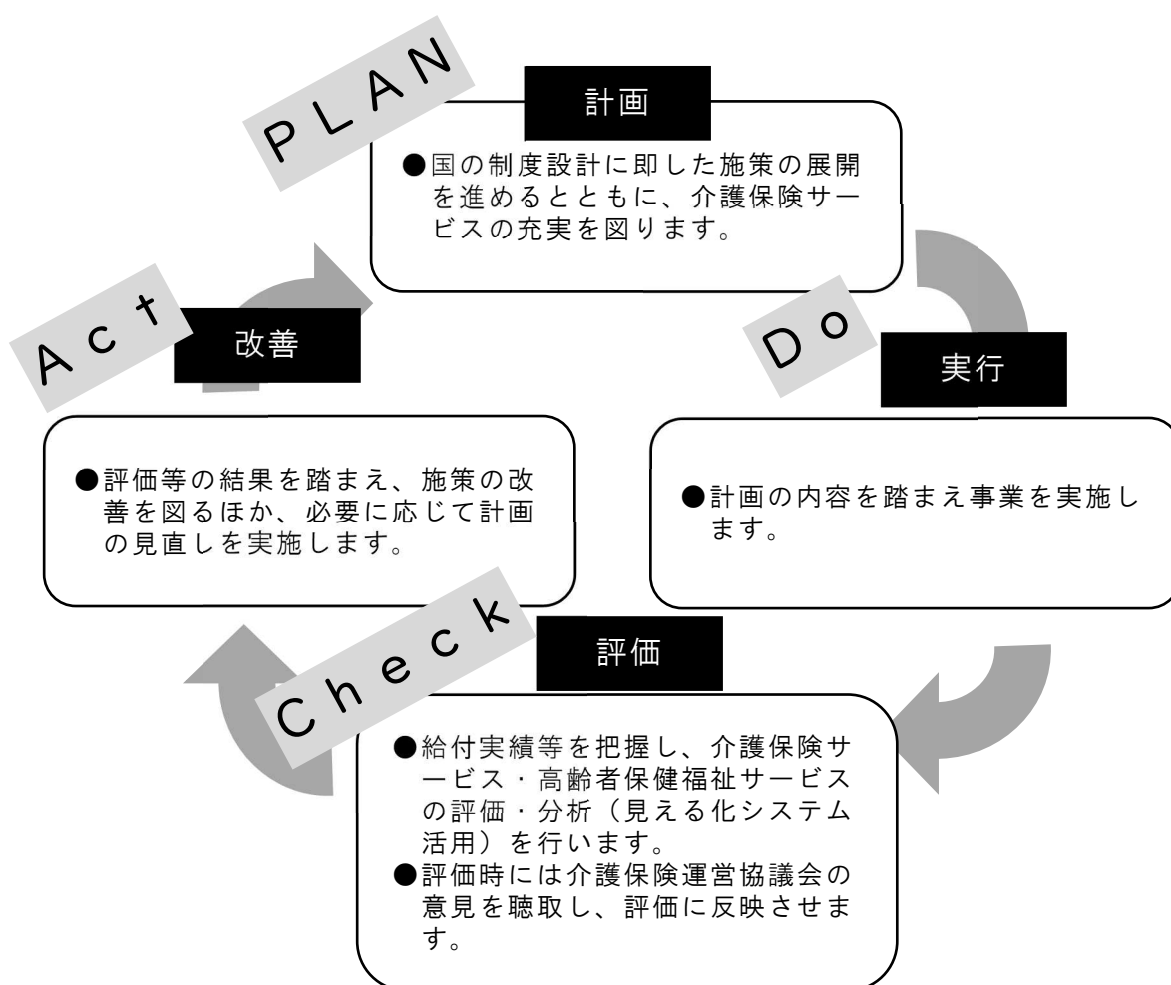
第1節 庁内関係部署との連携

計画策定にあたり、高齢福祉事業および介護保険事業の運営主管である高齢福祉課を中心に、庁内の各部局等と連携し、五泉市における地域包括ケアシステムの整備と高齢者施設についての課題と目標を共有するとともに、県との連携を図ります。

第2節 計画の進行管理

高齢者保健福祉市民会議において、計画に位置付けた事業の各年度実績を報告し、計画の進捗状況を点検・評価することで、PDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。

また、「地域包括ケア見える化システム」を活用した進捗状況の分析を各年度ごとに公表することとします。



**五泉市高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画
〔令和6年度～令和8年度〕**

発行 令和6年3月
発行者 五泉市高齢福祉課
住所 〒959-1692
新潟県五泉市太田1094番地1
TEL 0250-43-3911 FAX 0250-43-0390